

平成18年第1回防府市議会定例会会議録(その6)

平成18年3月9日(木曜日)

議事日程

平成18年3月9日(木曜日)

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(30名)

1番	行重延昭君	2番	原田洋介君
3番	河杉憲二君	4番	高砂朋子君
5番	斉藤旭君	6番	横田和雄君
7番	弘中正俊君	8番	藤本和久君
9番	山本久江君	10番	重川恭年君
11番	三原昭治君	12番	木村一彦君
13番	安藤二郎君	14番	平田豊民君
15番	田中敏靖君	16番	藤野文彦君
17番	山根祐二君	18番	今津誠一君
19番	伊藤央君	20番	松村学君
21番	佐鹿博敏君	22番	大村崇治君
23番	河村龍夫君	24番	山下和明君
25番	馬野昭彦君	26番	深田慎治君
27番	山田如仙君	28番	中司実君
29番	田中健次君	30番	久保玄爾君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	岡本勝實君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。13番、安藤議員、14番、平田議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより一般質問を行います。4番、高砂議員。

〔4番 高砂 朋子君 登壇〕

4番（高砂 朋子君） おはようございます。公明党の高砂でございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、子どもとメディア環境についてお伺いたします。

1980年代以降、急速に普及した電子映像、テレビ、ビデオ、ゲーム、インターネッ

ト、携帯電話などは、社会に大きな影響を与えたと同時に、子どもたちの生活を一変し、メディア漬けと呼ばれる現象を生み出しました。メディアが子どもたちの心身の発達に及ぼす影響について問題視され始め、その実態への対応が急がれているところです。

2004年2月に、開業医約6,500人の小児科医でつくる社団法人日本小児科医会は、子どもとメディアについて5項目の提言を発表いたしました。1、2歳までは、テレビ・ビデオ視聴を控える。2、授乳中、食事時のテレビ・ビデオの視聴はやめる。3、すべてのメディアに接触する総時間は1日2時間までが目安。4、子ども部屋にはテレビ・パソコンを置かない。5、保護者と子どもでメディアを上手に利用するルールをつくる。

また、同4月には、日本小児科学会が緊急提言を行っております。1、2歳以下の子どもにはテレビ・ビデオを長時間見せないようにしましょう。内容や見方によらず、長時間視聴は言語発達がおくれる危険性が高まります。2、テレビはつけっ放しにせず、見たら消しましょう。3、乳幼児にテレビ・ビデオを1人で見せないようにしましょう、見せるときは親も一緒に歌ったり、子どもの問いかけにこたえることが大切です。4、授乳中や食事中はテレビをつけないようにしましょう。5、乳幼児にもテレビの適切な使い方を身につけさせましょう。見終わったら消すこと、ビデオは続けて反復視聴しないこと。6、子ども部屋にはテレビ・ビデオを置かないようにしましょう。以上でございます。

2歳までのテレビ・ビデオの視聴は控えるとされた理由は、脳の重量は5歳までに大人の90%にもなるそうですが、2歳までが急速に発達し、この時期に親子のスキンシップも含めたコミュニケーションが不足すると、心や言葉の発達に大きく影響するからとされています。また、幼児期にテレビをベビーシッターがわりにすると脳の発育に問題が起こるということです。子どもが画面をじっと見ているときの脳を観察すると、大脳の前頭前野はほとんど動いていないことが報告されています。この前頭前野は、人間らしい感情や理性、創造性、意欲、集中力などをつかさどるところです。

子どもとメディア研究会による乳幼児3,000人のメディア接触実態調査によると、母乳やミルクをあげているときにテレビやビデオをつけている人は7割を超え、その場合、子どもが目をそらす、視線が合わない割合は高くなるという結果が出ております。また、その人たちが1日にテレビをつけている時間を調べると、10時間と答えた人が何と96.6%もいたということです。乳幼児期からテレビやビデオに子守をさせていたということになっていくわけです。

一方的に流れてくるテレビやビデオの内容を脳の中に流し込む状態は大変危険と言われております。最近、子どもたちにコミュニケーション能力の欠如ということが問題になっていますが、乳幼児期からのメディア漬けが大きな要因の一つになっていると言われてい

ます。

最近のニュースに、2歳の孫が御飯も食べないでゲームに夢中になっていることをその父親にたしなめたことで、注意をした祖父が殺されたという大変ショッキングな報道がありました。息子に殺された父ということも大変痛ましいことですが、ゲームに夢中の2歳児ということに私は今までにない衝撃を受けました。

また先日、四、五歳の男の子がお母さんと歩いているのを見かけました。子どもの手には小さなゲーム機、両手でゲームをしながら歩くのを、早く、早くと言って腕を引っ張るお母さん、恐らくスーパーの中に入っても、車に乗っても、帰宅しても、おなかのすくのも忘れて、その子はゲーム機から目を離さないんじゃないでしょうか。ゲームに夢中という現象は、こうやって一番身近な家族とのコミュニケーションを遮っていくのではないかと、生活のリズムを狂わせることを体にしみ込ませていくのではないかと思った次第です。

赤ちゃんも1日じゅうテレビをつけてぼうっとしている、子どもが目を真っ赤にしてパソコンに何時間も夢中になっている、声をかけても返事もしない、遊びに行ってくるといっても、結局友達の家で一言もしゃべらずゲーム三昧、携帯を持たせたのはよいが1カ月で数万円の請求が来た等々、子どもとメディアに関する声は私たちの生活の中で実にたくさん聞かれます。しかし、その弊害であるとか対処方法であるとかは、私たち保護者にも、社会にも、何とかしなければという危機感まで意識としてないのが実態ではないでしょうか。

ただ、私たちの生活に多大な恩恵を与えてくれていることも紛れもない事実であることから、子どもがメディアに触れることを全面否定し、IT機器を排除しようということではございません。子どもたちが今置かれている環境の中で、メディアによる弊害の危険性があるという事実は事実として受けとめ、子どもたちを守り、救っていく方途を探っていくことと、メディアリテラシー教育、メディアの洪水に流されることなく、主体的に向き合う力をはぐくみ、子どもとメディアの新しい関係をつくり出していくにはどうしたらいいかを提議・提唱していかななくてはならない大事なときを迎えていると思います。

前段が長くなりましたが、そこでお尋ねいたします。

メディア環境が激変する中で、我が市においても子どもたちに対する影響にもっと目を向けるべきだと思いますし、その対処策の検討を早急に取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。小児科医の先生方や教育の現場の方々などの御意見も参考にし、子どもたちの健やかな成長のためにさらなる取り組みが必要だと思います。

そこで、大きな項目の1点目、妊産婦及び乳幼児を抱える親、もしくは保護者に対する啓発、対応について、具体的に以下2点について、現在の取り組み、今後の対応等があり

ましたらお伺いしたいと思います。

1、乳幼児のための訪問指導や健康教育、健診の場における指導についてお聞かせください。

2、産婦人科や小児科、保育園などに啓発のためのポスターやパンフレットなどを作成・配布し、保護者に対して重要性の周知徹底を図る必要があると思いますが、いかがでしょうか。赤ちゃんは、お母さんの体内にいるときから、お母さんの息遣いや声、心拍、血流の音までをしっかりと聞きながら生まれてきます。生まれてからは、だっこする、お乳をあげる、あやす、語りかける、一緒に遊ぶなどの触れ合いによって、心も体もすくすくと育ちます。その愛情にあふれたお母さんと赤ちゃんの一つ一つの触れ合いが繰り返されるきずなづくりによって、母子相互作用でお母さんはお母さんらしく、赤ちゃんは赤ちゃんらしく、心も体も健康に育っていきます。

この大事な法則がメディアによって失われつつあるという現状があるがゆえに、先ほど御紹介いたしました小児科医会や小児科学会の提言があるわけです。親子ともメディア漬けは、お母さんと目を合わさない子に、お母さんを拒絶する子を育てることにつながっていきます。お母さんも母性が育たないので、子どもを愛せない母、またネグレクトにもなっていく要因の一つになっていくとされています。

親と子の愛着のきずなが安定していない状況を愛着障害といますが、その弊害は社会のあらゆる問題として起きているのが現状です。人が人を大事にできない、愛せない、生命軽視の風潮につながってきております。もちろん愛着障害はさまざまな環境が起因して起こるものであり、メディアだけが原因ではございませんが、きっかけの一つになっていると思われます。

大きな項目の2点目、児童・生徒、その保護者に対する啓発、対応について、以下2点、御所見、取り組み等がありましたらお聞かせください。

1、啓発のためのパンフレットなどの作成や配布、それらを活用して、児童・生徒や保護者に向けた講演会などの開催で、重要性の周知徹底を図る必要性があると思いますが、いかがでしょうか。

2、家庭の日を活用した「ノーメディアデー」のアピール等をして、メディアの弊害に歯どめをかける一端にしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど御紹介したように、大脳の前頭前野の機能低下は、人間らしさや道徳心に深く関係し、ここに障害があると、注意力が散漫になり自己コントロールができない状態になっていくことがわかってきました。また、長時間メディア漬けになることで、脳は興奮し、目がさえ、眠れなくなる。睡眠時間は減少、翌日は自分で起きれない、頭はすっきりしな

いま食欲もやる気もなし、午前中、脳が動かず、勉強にも支障を来す。これを毎日毎日繰り返していくわけです。こういった状況を負の連鎖と呼び、それを断ち切ることが大切と提唱する学識者もいらっしゃいます。

また、子どもたちにもインターネットの利便性が浸透していく中で、さまざまな有害情報にも触れ、被害者、加害者にもなる危険な要素を持っていると言えます。

このように、子どもたちのゲーム漬け、テレビ漬け、パソコン漬けの影響は、心身ともに大きな影響があることが明らかにされています。私たちが思っている以上に、子どもたちの間にメディアによる弊害がひたひたと浸透し、取り返しがつかないことになっていくのではないかと心配されます。どうか前向きな御検討、お取り組みをよろしく願いいたします。

続きまして、公共性の高い小・中学校の屋内運動場や体育館に、高齢者や障害者の方々に優しいトイレの設置をとという観点から、高齢者、障害者対策についてお伺いいたします。

これからの社会は、高齢者の方々がさまざまな生き方を主体的に選択することができるように配慮した自立のための支援が求められますし、障害者の方々も御自身の能力を發揮され、社会のあらゆる活動に参加していける共存社会実現への施策が求められております。その時代の要請に応じて、どこでも、だれでも、自由に使いやすくを基調に、障害の有無、年齢、性別などにかかわらず、さまざまな方が利用しやすい生活環境をとというユニバーサルデザインの考え方が大きく広がってきております。

また、高齢者、身体障害者の方々が円滑に利用できる建築物の促進、ハートのある優しい建物をつくろうというハートビル法にも平成16年に手が加えられ施行、さらに、今国会に国土交通省は、交通バリアフリー法の見直しにあわせ、ハートビル法との一本化の新法を提出、ユニバーサルデザインの観点も踏まえ、生活環境のインフラ整備について、より総合的にバリアフリー対策を進めていくことがねらいです。

このような状況下、新築の場合については、義務づけ等によりバリアフリー化は進められておりますが、大部分を占める既存施設については、予算面、物理的な制約から取り組みはまだ不十分です。その対応が不十分なまま利用されることは、社会全体のバリアフリー化をおくらせることとなります。

私は昨年、同様の趣旨で、市庁舎や文化福社会館等のトイレを、だれもが利用しやすい多目的トイレの設置をと訴えました。執行部より大変前向きな御答弁をいただき、市民の皆様も心待ちにしていらっしゃるとおもいます。市民の皆様の声はあらゆるところがございます。それを行政に届け、皆様に喜んでいただける施策に結びつけていくことが私どものお役目でございます。

先日より続けて、公共施設のトイレ設置に関する御意見をいただきました。場所はいずれも小・中学校の屋内運動場や体育館のトイレに関してです。いずれも高齢者の方、お一方は、敬老会に参加しており、和式しかなく、座ることができず、やっとのことで用を足した。1人で立ち上がることもできなかつたと。もう一方は、お孫さんの運動会に参加、どうしても用を足せず、大騒ぎをして自宅まで帰って用を足したとのことでした。お二人とももう二度と行きたくないとおっしゃっておいりました。大変おつらい体験をされた様子を聞くにつけ、何とかして差し上げなければと思った次第でございます。

恐らくこのような苦い思いをされた高齢者や障害者の方々はほかにもいらっしゃるのではないのでしょうか。小・中学校の屋内運動場や体育館の多くは、選挙投票日にも使われまらずし、災害時の避難場所にも指定されております。また、地域の敬老会やお祭り、運動会など、あらゆる行事が行われる公共性の高い施設です。

新設された小野小学校や桑山中学校には多目的トイレが設置されており、学校関係者はもちろん地域の方にも喜ばれているのではないかと思います。これからの新設される施設への設置は当然として、既存のトイレを多目的トイレに と言っても広さの制約もございませんので、せめて手すりなどをつけ、洋式トイレを1カ所だけでも設置、改修していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

超高齢社会の防府市となり、さらなるバリアフリーの福祉充実のまちを目指していかなくてはなりません。医療や介護の現場は予防重視に変わってきております。高齢者の方やあらゆる障害を持っていらっしゃる方々が家にこもることなく、生きがいを持たれ、地域や社会へ少しでもお出かけいただくための施策の一つとして、ぜひとも前向きなお取り組みをお願いしたいと思います。

以上、壇上よりの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 4番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、子どもとメディア環境についての御質問のうち、妊産婦や乳幼児を抱える保護者に対する啓発及び対応についての御質問にお答えいたします。

核家族化や社会環境の変化に伴って、親の生活スタイルが多様化し、子どもを親の生活スタイルに合わせてしまい、その結果、遅寝・遅起きや食習慣の乱れ、外遊びの機会の減少などが見受けられます。反面、家の中で過ごす時間が増えることにより、テレビやビデオなどのメディアに触れる時間が増加しております。

規則正しい生活習慣や親子のかかわりは、その後の子どもの発育、発達に大きな影響を及ぼすことが指摘されており、まず親がこのことを認識するとともに、規則正しい生活習

慣を身につけることが重要であり、議員がうる申されたことは私も全く同感でありまして、現状について非常に憂慮している者の1人でございます。

防府市では、市民の健康づくり計画である「みんなでつくる健やかほうふ21」の子ども世代の行動目標として、「家族そろって健康習慣を身につけよう」を掲げ、各種保健事業を推進しております。具体的には、妊婦教室や乳児相談、1歳6カ月児、3歳児健康診査時に、早寝・早起きや食習慣、手遊び、外遊び、絵本の読み聞かせなど、子どもが健やかに成長するための規則正しい日常生活を中心に、保健師、保育士、栄養士などが個別指導を行っておりますが、今後さらに力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

このため、18年度からは、メディア環境の弊害も含めたパンフレット等を活用し、子どもの成長に合った生活リズムに視点を置いた、よりきめ細やかな啓発活動を、地域や関係団体、関係機関と連携しながら推進してまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育長、教育次長よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） メディアの弊害について、市長さんからも大変御見識のある御答弁もいただきまして、苦慮されていらっしゃるということがよくわかりました。私も中・高生の子どものおりますので、メディアの弊害については毎日のようにいろいろなことも聞きますし、感じておる次第でございます。

今、御答弁の中にありましたように、「みんなでつくる健やかほうふ21」、これに基づいて、家族そろって健康習慣を身につけること、また、子どもとしっかり向き合っていく時間を持っていこう、そういった取り組みをされるとのことで、大変期待をしているところでございます。

1点だけちょっとお尋ねしたいと思います。

この「みんなでつくる健やかほうふ21」というのは、基本計画は平成13年から14年につくられたものでありまして、また、行動計画は15年から8年間の予定、策定を予定していらっしゃる、そういうふうにお聞きしておりますが、この基本計画が策定されたのは4年前ということで、現在の状況とは大きく変わっておりますし、その辺の感覚、情報が流れるように、たくさんのが私たちの子どもたちのところに届いてきている、そんな中で、大きく変わっている状況の中で、現在に合った取り組みが必要かと思えます。

そういったことで、今、市長さんの御答弁にもありましたけれども、今の時代に合った取り組みをどのように考えていらっしゃるか、この点について、もう一步踏み込んだお考えを聞かせていただきたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） ただいまの御質問につきましては、この「みんなでつくる健やかほうふ21」が4年前にできたということで、今の時代のテンポからいうとずれが生じているのではないかという御指摘であろうと思います。これにつきましては、現場におきましては、これは大きな道筋を示しております。それに従って現場では、そういうお母さん方とのやりとりの中で、そういう部分については微修正をしながら、現状に合わせられるようにという努力をしております。

ですから、確かに議員さんがおっしゃいますように、こういうペーパーになっていますと、これがフィックスされているようにお感じになるかもしれませんが、現場ではそれなりの努力をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） ありがとうございます。この時代にマッチした大きな前進ある取り組みをお願いしたいと思います。

先ほどの御答弁にありましたように、乳児、また1歳6カ月児、3歳児への健康診査や乳幼児の保健指導が絶好のチャンスです。親子のきずな、愛着という観点からのさらなる踏み込んだ啓発をよろしくお願いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） それでは、続いて教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） メディア環境の弊害に対する児童・生徒及びその保護者に対する啓発、対応についての御質問にお答えします。

近年、携帯電話やインターネット等、児童・生徒を取り巻くメディア環境が急速に変化しております。各種メディアが提供する情報には社会生活に役立つものも多い反面、悪影響を及ぼす情報も数多く含まれております。そのため、児童・生徒にメディアの及ぼす影響を正しく理解させ、健康に留意しながら、有害情報に惑わされることなく、主体的に情報を活用できるよう指導することが重要であります。

防府市教育委員会といたしましては、昨年8月の防府市教育のつどいで、東北大学未来科学技術共同研究センターの川島隆太教授に御講演をいただき、メディア環境が子どもの脳に及ぼす悪影響について、市内の教職員をはじめ、保護者や市民の皆様の啓発の機会となったところでございます。

現在、学校では、テレビやゲーム、インターネット等のメディアの長時間使用における人体への悪影響等については、保健体育科や学級活動等の時間に指導を行い、健康な生活習慣の形成の重要性についての理解を深めさせております。また、有害情報への注意につ

いては、市として、技術・家庭科の授業や道徳の時間の情報モラル指導において理解を深めさせるとともに、学級活動の時間でより具体的な指導を行っているところであります。

議員御指摘のとおり、メディア環境の悪影響を受ける場所については家庭が中心となることから、学校だよりや保健だより等で、保護者に対しメディアとの望ましい接し方について啓発活動を行っているところです。さらに来年度には、教職員によります防府市教育研究プロジェクトに情報教育研究プロジェクトを加え、情報モラルについての保護者あての啓発資料を作成する予定としております。

今後もこれらの取り組みの充実を目指すとともに、PTAや青少年健全育成団体等との連携を図りながら、啓発活動を促進し、健やかな児童・生徒の育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、家庭の日を活用した「ノーメディアデー」のアピール、定着についてお答えいたします。

現代の情報化社会においては、家庭において、ふだんから継続的に親子のコミュニケーションを深めることで、倫理観や社会性や正しい知識を身につけさせ、情報を主体的に取捨選択し、活用させることが求められております。

本市における取り組みといたしましては、「家庭の日」運動を展開している防府市青少年育成市民会議が、メディア環境の及ぼす悪影響を今日的課題として認識し、平成16年11月にリーフレットを作成し、市内全小・中・高等学校のすべての児童・生徒を通じて保護者に配布するなど啓発活動に取り組んでおります。また、改訂版も間もなく保護者にお届けする予定となっております。

教育委員会といたしましては、今後とも防府市青少年育成市民会議と連携し、青少年健全育成活動に取り組むと考えております。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） 大変さまざまなお取り組みをされていることを伺い、感謝いたします。

今年度から、来年度に向けて情報研究プロジェクトに取り組みされていくという趣旨の御説明がございました。急速な情報社会の進展の中で、メディアリテラシー教育に目を向けられ、児童・生徒に、あふれる情報の中で何を選んだらいいか、どうしたらメディアと上手につき合っていけるか等、具体的に御指導していただけることは、私も一保護者として大変ありがたいことだと思っております。この研究プロジェクトにおいてさまざまな成果を発表されていくと思いますが、今の子どもたちに対して、しっかりいろいろな取り組みをまた発信していただきたいことを要望しておきます。

このプロジェクトを本当に私も期待しておりますが、その発信の仕方として、その際、一斉にプリント配布で啓発ということだけでは、私個人の反省も込めてではございますが、なかなか命に入らないという気がいたしております。そこで要望ですが、先ほど教育長からの御答弁にもありましたが、去年、素晴らしいセミナーがあったとお聞きいたしましたけれども、これからも講演会やセミナー形式、また親子での参加のそのようなものを、また、生の声を聞くことが、たくさんの啓発につながっていくのではないかと、第一歩になるのではないかと考えております。

お母さん方の口コミの威力というのはすごいもので、本当にそうだよねとか、こうなんだってねと、そういった生の声が広がっていくことが大きな啓発の一步になるのではないかと考えております。私たち保護者も学校だけにお頼りするだけではなく、家庭で子どもたちとしっかりと向き合い、話し合い、改善すべき点はしっかりと改善していく努力をしたいと考えております。

この家庭の日を活用した「ノーメディアデー」に取り組もうという取り組みは、今の御答弁にもありましたので、これが定着していくといいなということをもも思っております。私も子どもが小さいときから夏休みのキャンプをととても楽しみにしてまいりました。3日間、テレビも携帯もゲームもなし、何が生まれたのか、それは親子のコミュニケーションと体を動かして遊ぶことと、たっぷりの睡眠です。今の子どもたちに欠けていることばかりだと後から気づいた次第です。毎月キャンプに行くわけにもいきませんので、月1回でもという発想から、家庭の日を活用したらと思ったわけでございます。そういった意味では、この家庭の日が市民の皆様の中にしっかりと浸透し、子どもたちをメディアの弊害から守っていく一つの、一助になればと考えております。

そこで、もう1点、こちらの方からお伺いしたいと思っております。

今後、私たち保護者のためにもお願いしたいことではございますが、学校と行政とPTAの連携がさらに必要になってくると思いますが、今後の対応がありましたらお聞かせください。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） まず、教職員を対象としたいろんな研究、あるいは研修活動も展開しておりますし、場合によっては、そういった場に保護者の方も参加できるような弾力性を持った対応をさせていただきたいと思っておりますし、それから、生涯学習課の方の管轄でございますけれども、いろいろと子育てに関する講座も展開しております。それで、今年度も、このメディアの弊害に絡むことも中心としながら展開した「パパサロン」の講座も展開されたようでございますけれども、この方の取り組みにつきましても、今後、保

護者の方、あるいは関係の方々が弾力的に対応できるような配慮をしていきたいと思っています。

これからは研究が必要だと思えますけれども、大きな構想としてはそういうことを考えておりますけれども、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

パパサロンのことも、私もちょっと調べてまいりましたけれども、熱心なお父さま方が数回の研修会に参加されたということをお聞きいたしました。このパパサロンでは、2歳までのテレビ、ビデオの視聴を控えるといった、そういった内容のビデオの上映もされたように聞いております。こういったすばらしいビデオが市の方にもございますので、こういったビデオをたくさんの方々にも見ていただいて、啓発の一助にさせていただければ、そういうふうにした次第でございます。

社会や子どもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変わる中で、家庭力、家庭教育力の低下が懸念されているところです。私も中・高生の子育て真っ最中ですが、日々親が変わらなければ子どもは変わらないと自分に言い聞かせながら、子どもと一緒に成長していこうという日々でございます。私たち親も頑張らなければなりません、何とぞぶがいない私たち親のために皆様方のお力添えをいただきたい、そのように思っている次第でございます。

メディアの弊害について学んでまいりましたけれども、本当にこれは、今、手を打たなければ、今、取り組まなければという思いでいっぱいでございます。今後の市のさらなるお取り組みを期待して、この項の質問は終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、高齢者、障害者対策について、教育次長。

教育次長（和田 康夫君） それでは、続きまして、「公共性の高い小・中学校の屋内運動場に、高齢者や障害者の方々に優しいトイレの設置を」の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、小・中学校の屋内運動場へ多目的トイレを設置しておりますのは、近年建設をした小野小学校、桑山中学校でございます。また、平成11年3月に新築いたしました西浦小学校と、平成13年4月に完成しました国府中学校の屋内運動場に障害者用トイレを設置しております。これから増改築をいたします屋内運動場には、引き続き多目的トイレの設置を計画しております。

しかしながら、これまで申し上げました小・中学校以外の屋内運動場のトイレには、多目的トイレや洋式トイレはありません。お尋ねの既存のトイレを多目的なトイレに改修し

てほしい、無理があれば、せめて洋式トイレへの改修をとのことでございますが、特に多目的トイレへの改修となれば、既存のトイレのスペースでは改修が難しいと思われま。洋式トイレへの改修であれば可能なケースはあると思われま。したがいまして、議員御指摘のとおり、小・中学校の屋内運動場は公共性の高い施設であり、学校と地域の連携施設整備ということから、各学校の屋内運動場で改修が可能かどうか今後検討してまいりたいと思いま。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） 前向きな御答弁として受けとめたいと思いま。

多目的トイレというのは、やはり私もいろいろと昨年、オストメイト対応のトイレについて質問いたしましたので、調べてみましたところによりますと、2メートル掛ける2メートルの広さが要るということございましたので、今の小・中学校の屋内運動場や体育館というのは、それは無理だなと思った次第ございま。洋式トイレでは可能かもしれないという御答弁ございましたので、手すりをつけていただいたり、スロープがないところはスロープをつけていただいて、入りやすくしていただいたり、少しでも高齢者の方や障害者の方々が利用しやすいトイレにさせていただきたいと要望しておきたいと思いま。

やはりいろいろな、トイレというのは、私たちにとても身近な問題ございま。障害者の方々にとっても、高齢者の方々にとっても本当に大切な問題ではないかと思っておりますので、どうか前向きな御研究、また、お取り組みをよろしく願いいたします。

1点だけ質問させていただきます。

先日、御近所のオストメイト これは人工肛門、人工膀胱の方たちのことございま。その方から問い合わせがありました。今、次長の御紹介でもありましたけれども、桑山中学校の講堂で日曜日に行われた部活の試合に保護者の引率として行かれた際、オストメイト対応だったので大変喜ばれたそうです。喜ばれたのもつかの間、かぎがかかっており、使用できなかったということございま。どうしてなのか、そういうふうにおっしゃってありました。

大道駅もそうだったんですけれども、公共のトイレを管理するのはさまざまな問題が生じるのは私も理解はできます。しかしながら、皆様の大切な税金を使ってつくりました利用できない立派なトイレというのが増えていってもしようがないんじゃないか、これは言い過ぎかもしれませんけれども、本当に利用したいときに利用できない、これは本当におつらいことだと思うんですね。そういった意味では、利用できない立派なトイレを、どのようにして皆さんに喜んで利用していただくか、これは大変大きな課題ではないかと思

ております。この辺の御見解がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） せっかく使いたいときにかぎがかかっていたということでございますけれども、それぞれ学校に設置してあります施設、トイレだけには限りませんけれども、それぞれ行事によっては当然開放し、使っていただいております。その中で、そのときにかぎがかかっていた、そのときの行事が、どういうふうな管理をされていたのか具体的にはわかりませんが、当然でき得る限りの開放ということで、こちらからも、その学校等にも今後ともお願いもしてまいりたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） ぜひとも利用したいときに利用できる、そういったお取り組みを学校各位、また関係施設各位と連携をとっていただいて、喜んでいただけるような施策をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私は、壇上でも申し上げましたが、昨年から市庁舎や文福のトイレのことを取り上げさせていただいておまして、トイレのことは今回が3回目でございます。最近では夢でもうなされて困っているわけですが、それはさておきまして、トイレ文化という言葉がありますように、まちの評価は公共のトイレを見るとわかると言った人がおります。なるほどなと最近思うようになりました。

全国いろいろ調べてみますと、市のホームページに公共のトイレ一覧を載せているところがいろいろございました。例えば、宮崎県日南市におきましては、障害者トイレ一覧というホームページの項目がございました。4万5,000人の市ですが、市役所をはじめ福祉や文化の施設、公園、病院等30カ所ぐらいのトイレが紹介されておりました。

また、鹿児島県の国分市においては、これは5万5,000人の市でございますけれども、「こくぶバリアフリーマップ」というホームページの1項目がございました。公共施設、福祉関連施設、病院、学校、公園、野外施設、商業施設、ホテルなどなどに至るまで、各施設のあらゆるバリアフリーの情報、例えば、身障者のトイレがあるかないかとか、オストメイトの対応になっているかどうかとか、おむつの交換台があるかどうか、身障者の駐車場や自動ドア、貸し出し用の車いす、こういったものに至るまでの設置状況を盛り込んだ大変親切な紹介で、検索しながら、すごいな、このまちに行ってみたいなと正直思いました。

また、福岡市、これは大きなまちでございますけれども、車いすトイレマップというのが紹介されておりました。紹介施設は国分市とほぼ一緒でございますけれども、神社・仏閣までトイレの様子が紹介されておりました。

また、兵庫県加古川市は、身障者用トイレ一覧、オストメイトトイレ対応施設一覧、こういった内容で紹介をされております。このリストには地図まで表示できるように工夫がされて、大変手の込んだ素晴らしいものでございました。

どの市もたくさんの誇れるトイレがあることを多くの方に知らせてあり、利用していただき、まちへ、また地域へ出ていただき、生き生きと活動していただき、喜んでいただきたい、こういった意識の高さをすごく感じましたし、素晴らしい取り組みだと思ったわけです。

高齢者や障害者の方々が安心して健やかな暮らしができるようなまちづくりを願うのは、私たち防府市も一緒だと思います。ことしはルルサスの完成、国民文化祭の開催、国民体育大会に向けての準備も始まります。今後、たくさんの方々がこの防府市に足を運んでいただき、交流が予想されます。防府市のホームページにも、人に優しいトイレはここにありますよ、どうぞお出かけください、そういったPRをしていただきたいですし、そのためにも、載せられるだけの、人に優しいトイレを設置していただきたいことを強く要望したいと思います。

景観重視もいいと思いますが、人に優しいバリアフリーの心のこもった福祉充実の施策をさらに願って、私の質問は終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で4番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は16番、藤野議員。

〔16番 藤野 文彦君 登壇〕

16番（藤野 文彦君） おはようございます。藤野文彦でございます。

私の方から、喫煙とそのマナーの向上について質問をいたします。

2002年7月に成立いたしました健康増進法が2003年5月に施行され、健康日本21を基本に、県や市町村においてもそれぞれプランを作成し、具体的に取り組まれております。最近の国民の健康志向と相まって、たばこをめぐるさまざまな意見や議論があることは皆様も御承知のとおりであります。その議論を見ますと多少感情的な部分も見受けられますが、私はこの際、その議論を整理し、問題点を明確にするとともに、行政並びに市民の皆様、たばこについて正しい認識を持っていただきたいと考えております。

その上で、喫煙者と非喫煙者がお互いの立場を理解し、尊重し、さらに喫煙者は非喫煙者に十分な配慮を心がけ、喫煙マナーをより一層高い次元に上げていく必要があると考えているところであります。

本論に入る前に、たばこの歴史と、今日の社会でどのような役割を果たしているかにつ

いて触れてみたいと思います。

たばこは、マヤ文明の時代から長い歴史を持ち、1492年にコロンブスが西インド諸島のサンサルバドル島から欧州に持ち帰ったところから世界的に広がり、我が国には1600年ごろ伝わったとされています。喫煙の風習はあっという間に全国に広がりました。キリシタンの問題や、キセルが犯罪の武器になる、火事の原因になるなどの理由で、江戸時代に禁制令はたびたび出されましたが、喫煙禁止令は訓戒的となり、次いで喫煙場所制限令となり、その後、禁令はなくなりました。明治37年、専売制が施行されるまで民営であったわけではありますが、日露戦争の戦費調達のために、たばこの製造と販売は官営事業となったのであります。

そこで、お伺いしますが、たばこは世界の国々で多くの人々に親しまれ、我が国では約3,100万人の喫煙者が存在すると言われております。また、今日では、葉たばこ耕作者から販売店に至るまで幅広い産業に支えられている製品であり、同時に多くの人々の生活の糧となっております。私は、たばこは産業としての側面と嗜好品としての特色及び文化を兼ね備えていると思いますが、市長はたばこをどのように評価されているのか、御所見をお伺いします。

次に、喫煙者が負担しているたばこ税は、国と地方公共団体の財源に少なからず貢献をいたしております。防府市へのたばこ税は、国・県・市町村の税配分の見直しがあった後、平成13年度が7億400万円、14年度は7億を若干下回りましたが、15、16年度、そして17年度においても7億2,000万円を超える見込みであり、18年度予算にも7億2,000万円が計上されております。このように、たばこ税は比較的安定しておりますが、ここ数年は、市民税などの景気の変動を大きく受けている市税が多い中で、安定した額で推移いたしております。市税に対する比率はわずかではありますが、市税に占める意義について、市長はどのように評価されているのかをお伺いいたします。

次に、健康増進法が2003年5月に施行されました。第1条に、目的として、「国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする」と掲げてあります。そして25条には、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」、いわゆる努力義務が定められております。

防府市役所の方針として、庁内全面禁煙とはせず、庁舎内に喫煙場所、喫煙室を指定し、指定場所以外は禁煙とする庁舎内分煙を実施することといたしております。2004年

3月から分煙開始がなされ、喫煙者にとって大変ありがたいことだと思いますが、同僚議員が昨年の12月議会で指摘しておりますように、必ずしも満足いく喫煙場所とは言えない箇所が数カ所あります。健康増進法が施行されて3年目を迎えようとしています。他の公共施設を含め、今後どのような施策を展開されるのか御所見をお伺いします。

最後に、たばこルールについてお伺いします。

東京都港区では、「みなとタバコルール」を2003年8月からスタートさせています。この目的は、港区の路上において、区が設置する喫煙場所以外での路上歩行禁煙とポイ捨てを禁止し、健康増進法第25条が規定する受動喫煙の防止に努めるとともに、街の環境美化及び安全を図ることを目的としております。みなとタバコルールは区内全域での実施を目的としていますが、主要駅など年間2カ所のモデル地区を選定し、重点的に早朝吸い殻清掃の徹底、路上歩行禁煙、ポイ捨て禁止の呼びかけ、集中キャンペーンを実施するとともに、指定エリア内に喫煙場所を整備する。特徴として、喫煙とポイ捨てに対する罰金の過料はなく、あくまで嗜好品としてのたばこを吸う人を排除するのではなく、区民あるいは区内で働く人々が一丸となってマナー、モラルの向上に取り組み、歩行中の禁煙や、ポイ捨てをなくそうとする取り組みであります。また、たばこ税の1%をその事業の推進のための予算として計上し、吸い殻の清掃委託費、喫煙場所の整備費等に充てています。

我が防府市においても、たばこ税の1%を予算化し、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる社会環境、防府たばこルールなるものをつくるお考えはないか、御所見をお伺いし、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 16番、藤野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 喫煙とそのマナーの向上についての御質問にお答えいたします。

最初に、たばこの評価についてでございますが、議員御案内のとおり、たばこは長い歴史を経て現代社会に広く定着した大人の嗜好品で、国の専売品として取り扱われており、現在はたばこ事業法でも認められる商品で、喫煙者にとっては精神的な安定、気分転換、ストレス解消などの効用がある嗜好品であり、一方では、やめたくてもなかなかやめられないという依存性があるものと考えております。また、喫煙が健康に及ぼす影響について、長い間いろいろなところで研究され、喫煙者に特定の疾病が多いことや妊娠中の喫煙が胎児の発育に悪影響を及ぼすことなども認識しております。

次に、たばこ税の評価についてでございますが、市たばこ税につきましては、禁煙、節煙の傾向が進む中で、防府市における販売本数は10年前より約1割減少しておりますが、平成11年、平成15年の地方税法改正において、たばこ税の税率が改正されたことによ

り、税収は横ばいで、年間約7億円程度の収入がございます。市税収入全体約160億円の4.5%を占め、固定資産税、市民税、都市計画税に次ぐ安定的で貴重な一般財源であると認識しております。

次に、健康増進法が施行されて約3年を迎えようとしているが、今後どのような施策を展開されるのかの御質問についてでございますが、市といたしましては、法の趣旨等を踏まえて、平成16年3月から、一般市民など来庁者の方々にも御協力をいただき、本庁内の分煙化に取り組んできたところでございますが、議員御指摘の喫煙場所につきましては、できるだけ早い時期に適切な整備をしたいと考えております。また、その他の施設等におきましても、喫煙スペースの確保や施設改修等により分煙化を推進してまいりたいと考えております。

最後に、たばこ税の1%を予算化し、防府たばこルールをつくるつもりはないかということでございますが、議員の御提案は、喫煙者と非喫煙者との共存を図るためのルールを設けるということで、このルールにより喫煙者のマナーの向上を図ることができ、環境美化につながるものだと思います。また、決められた場所以外で吸わない、吸えないことを原則とした取り組みは、完全禁煙ということではなく、喫煙者にとって受け入れやすく、現実的なルールではないかと受けとめているところでございます。

私も、大変貴重な税を負担されている喫煙者のことも考慮した上で、分煙化や喫煙マナーの向上を図り、健康増進や環境美化の推進につなげることが必要と考えますので、いわゆる防府たばこルールの創設につきましては、関連推進事業に対する予算化も含め、今後の調査研究課題とさせていただきたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（藤野 文彦君） ただいま御答弁をいただきまして、二、三点、再質問をさせていただきます。

最初に、たばこに依存性があるというふうに今、市長おっしゃいました。確かにたばこには依存性がありますが、その程度は弱いことは学術的にも社会的にも認められておりますし、個人の意志、あるいは責任において、たばこをやめておられる方も随分おられます。この議場にも、私も随分やめておられる方も知っております。そうしたことで、依存性、たばこがやめたくてもやめられないというのはいかなるものかというふうに私は思います。

そして、喫煙者はアルコール依存症患者と違いまして、何ら支障なく業務もしておりますし、日常生活も営んでおります。そのことで、喫煙をすることで病気であるような回答だったというふうに私は思いますけれども、その考え方が私はちょっと誤りではないかと

いうふうに思いますけれども、再度、市長の御見解をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 決して喫煙者に対しての偏見を私は持っているものではないかと、そのように認識しております。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（藤野 文彦君） 何よりも健康な証拠だというふうに答弁ございました。私も昭和40年から今日までたばこを吸っております。至って健康でございます。そうしたことで、たばこは喫煙のリスクに関する適切な情報に基づいて、成人がみずから判断して楽しむ合法的な嗜好品でございます。

私も1965年、昭和40年、今、向島運動公園になっておりますけれども、その日本専売公社に入社して以来、一昨年3月まで39年間、たばこ産業に携わってきました。今このJTも、たばこ部門約40名弱となっておりますけれども、お客様に喜ばれ、そして親しまれ、そして楽しんでいただくために、嗜好品であるたばこづくりに自信と誇りを持って、また地域社会への貢献を念頭に置きながら生産に励んでいる社員、そして、これ市民でございますけれども、いることも申し上げておきたいというふうに思います。

次の質問をいたします。貴重な一般財源であるという認識をお持ちいただいていることにつきまして感謝を申し上げたいと思います。そこで、このたばこ税について、先ほど、ここ二、三年、7億強入っておりますけれども、その内訳等について皆さん方がどのように御理解をいただいているのかということで、ちょっとたばこ税について勉強していきたいというふうに思います。

このたばこ税は、市長も御存じだというふうに思いますけれども、税負担が6割以上になる、我が国では最も重い税負担の商品でございます。このたばこの価格には、国たばこ税、地方たばこ税、たばこ特別税、そして消費税の4種類の税金が含まれております。先ほど申しましたように、これらを合わせますと税負担は6割にも達します。

内訳といたしまして、国たばこ税が23.2% 270円のたばこのことを言っておりますけれども、23.2%、62円52銭、地方たばこ税29.2%、金にしまして78円92銭、この中で都道府県たばこ税が19円38銭、市区町村たばこ税59円54銭、たばこ特別税が6.1%で16円40銭、そして先ほど申しました消費税4.8%、12円86銭でございます。これは、先ほど申しましたように1箱270円の商品の場合でございます。トータル63.2%、170円70銭の税金が払われております。

これを、先ほど国内で3,100万人というふうに申し上げました。防府市で、これ7億円強入っておりますけれども、日本の人口、けさの読売新聞には1億2,776万人というふうに載っております。そのことで約4分の1が喫煙者でございます。税金を払っています、国あるいは市町村に。防府市で申しますと12万でございますから、3万人ぐらいだというふうに思います。1人当たり喫煙者が払っているのは年間2万3,000円強でございます。1年間に吸っているたばこの数、3万人と数えまして392箱です。1日に1箱強だというふうに、計算になります。3万人と仮定した場合です。

そして、この税金が下がることは、私はまずないと思うんです。恐らくまた、1本1円値上がりというふうなことが出ております。そうなりますと、270円のたばこ、これです。税金が183円57銭、市町村に落ちるのが59円54銭でありましたのが63円88銭だというふうに、ちょっと計算間違っていたらごめんなさい、すみませんけれども、だと思います。そうしたことで、このたばこ、大体1本1グラムでございますから、1箱20グラムぐらいでございます。ぜひとも、軽いものですから、例えば出張に行くときとか、この地元でたばこを買いましょうというふうなPRもお願いしたいなというふうに思っております。

そこで、大変貴重な財源ということでもあります。私も昔、言葉が正しいかどうかちょっとわかりませんが、たばこを買うなら地元でという言葉を目にしたり耳にしたりのことがあります。最近そのことが全くございません。そうしたことから、この、今、説明いたしましたような、たばこ税が入っている、貴重な財源だということを、皆様方の御理解をいただいたというふうに思います。そうしたことで、さらなるたばこ税の安定的な収入として、何かPR方法等お考えにならないか、御見解をお願いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私が申すまでもございませぬが、防府市はたばこ専売とは大変深い地縁のある、歴史的にも地縁のある場所柄でもございませぬ。現にまだ専売関係の方々が働いてもおられるわけでもございませぬ。そんなような形の中で、たばこは御縁の深い当地でもあるわけでもございませぬ。私も小さい時分には、あるいはついこの間まで、地元でたばこは買いましょうというような標語がたしか随所に見られたなと思っておりますが、そう言われてみると最近ないのかなと思ったりもしております。

改めて、私なりによく注意を払いまして、喫煙のマナー、そして環境美化と同時に、あわせて地元で御購入をいただくようお願いをいたしてまいりたいと、そのように考えております。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（藤野 文彦君） ありがとうございます。

防府市には小郡、あるいは山口、周南地方の方からも勤務で来られます。その方々の買ってられるたばこ税だというふうに思います。そういうことで、私どもがよそに行ったときには、よそで買ってあげればいいんですけれども、我が市の財政のことを考えて、その辺を強く今後考えていただきたいということをお願いしておきます。

それから次に、できるだけ早い時期に喫煙場所等を整備していききたいということで答弁がございました。庁舎内、その他施設、あるいは駅周辺の場所等を含めまして、具体的な場所、あるいは時期的なスケジュール等のお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 具体的な整備方針ですが、総務部では市の庁舎をお預かりしております。昨年的一般質問の御指摘もありましたように、渡り廊下でぷかぷかしているとか、みっともないとかいうお声も重々聞いております。新年度になりましたら、そういった早急に整備をしまして、渡り廊下等々での喫煙等はきちっとその喫煙場所のできるように逐次整備をしていきたい、そのように考えております。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（藤野 文彦君） 新年度で庁舎内の廊下等については考えていきたいということがございましたが、例えば文化福祉会館、あるいは駅周辺、そしてこの6月に完成いたします「ルルサス防府」等についてはどういうお考えをお持ちでしょうか。御所見をお願いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 今、文化福祉会館についてでございますけれども、文化福祉会館につきましましては、御存じのとおり、2階、それから3階にそれぞれ喫煙場所を設けております。そして、その中で空気清浄機をつけて利用してもらっております。ただ、1階については、現在入り口の方で2カ所、喫煙場所を設けて、外でという形になっております。いろいろ市民の方から見られて、いろいろと声も入っておるようでございますので、1階の部分につきましましては少し改善をしていかなければならないということで、今、計画をいたしております。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） それでは、私の方からは、ルルサスと駅周辺のことについて回答を申し上げます。

駅周辺には、今現在、南北の駅前広場とか多目的広場などがございます。実際に喫煙場

所といたしましては、であいの広場にベンチと一体化した格好でございますので、ちょっとあるかないかわからない状態でございます。ごみ箱も一緒でございます。しかし、駅周辺を整備する基本的な考え方といたしまして、灰皿とごみ箱は今後、健康増進法の関係がありまして、配置しないという方向で、今、進めてきております。

しかし今後、ルルサスと今おっしゃいましたけれども、完成いたしますと、駅周辺ににぎわいというものが出てくると。そうすれば、新たに喫煙場所を設置する必要が出てくるかもわかりませんので、その辺のことについては、ちょっと、駅周辺ですけれども、それについてはしばらく様子を見させていただきたいというふうに考えております。

それと、ルルサスの件でございますけれども、ルルサスの今の計画では、建物自体に喫煙場所を設置する計画は今のところございません。これは、全体共用部分と言われるところにはないということです。ただ、テナント等が商業施設に入りますので、そこには飲食もありますから、飲食で喫煙してはいけないということもないでしょうから、商業施設では喫煙されるところの場所もあるんじゃないかと思えます。

公共につきましてですけれども、先ほど総務部長の方から回答がありましたけれども、一応分煙ということで進めるということでございますので、図書館は結構無理だろうと思えます、今でも実際禁煙ですから。それ以外の場所について、どこにスペースが確保できるかということも含めまして検討することになるんだろうというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 16番。

16番（藤野 文彦君） 駅周辺のところに小さな、サティ寄りに2カ所、約30センチから40センチ角ぐらいのがあります。例えば、恐らく通勤客の人も、あれを御存じの方はあるかと思えますけれども、ほとんどないんじゃないかと思えます。ましてや、他市から防府市へ訪れられた方が、例えば駅の構内を出られて、たばこを一服したいなというふうなことで見られたときに、あの喫煙場所は100%目につかないんだろうというふうに思えます。そうしたことで、ぜひその辺も含めて御検討をお願いしたいと思えます。

それと、ルルサスも、今、中でちょっと検討していくということでございましたけれども、本当に多くの人が集まる場所だというふうに私も思っておりますから、後ほど述べますけれども、ぜひ設置をしていただくように、吸う人、吸わない人が共存社会ができる、そういったことでよろしくをお願いしたいと思えます。

それと、文福についても、確かに2階、3階の、私も年間何回か文福、大会場のところに行きますけれども、座って吸うのは、かなりお客さんもおられます。私も大変、同じ喫煙者として喜ばしいことだと思いますけれども、ただ、煙がなかなか充満するというふう

な形になりますので、その辺の改善もあわせてお願いしたいというふうに思います。

それでは、最後の防府たばこルールのことをごさいますけれども、これから調査研究ということで進めていくということをごさいます、先日来からの答弁の中で、国民文化祭、あるいは23年には国民体育祭、またその前の年にはリハーサルというふうな形で多くの来訪者があるというふうに思います。そしてその間、防府市にもいろいろなイベントがございまして、多くの市民、あるいはこの近辺の山口、小郡、あるいは周南の方からもお客さんが見えられるというふうに思います。

そうしたことで、ぜひともこのたばこ税の1%を、そうした吸う人と吸わない人が共存できる社会をつくるためならば、きっと市民は私は理解してくれるというふうに願っておりますので、そういう施設をぜひつくっていただくように強く要望して、私の質問を終わります。よろしく申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 以上で16番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は9番、山本議員。

〔9番 山本 久江君 登壇〕

9番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点は、（仮称）歴史博物館の設置についてお尋ねをいたします。

防府市の特徴あるまちづくりを進めていく上で、歴史と文化を生かし、これまで防府市歴史美遊感計画の推進、中でも文化財と住んでいる人々をひっくるめて生活圏まるごと博物館にしようとする防府エコミューゼ計画が取り組まれてまいりました。また、拠点施設（仮称）歴史博物館の設置につきましては、長期間にわたり論議が行われてまいりました。

防府市の文化財の特徴は、その数が非常に多いということと、古代から近世にかけての各時代にわたる有形文化財が幅広く残っているということをごさいます。山口県内の国宝9件のうち5件が防府市にあり、絵画、彫刻、工芸品、書、古文書、歴史資料など重要文化財も県下一の保存数であることは御承知のとおりでございます。ほかの地域ではまねることのできない、だからこそ、この豊かな文化財を活かしたまちづくりは市民の誇りでもございます。

文化財の宝庫であります防府市にふさわしく、文化財の収蔵、展示、調査研究の推進と情報発信の拠点としての（仮称）歴史博物館の設置は、長年の市民の願いでもあります。ことしは市制施行70周年の年であり、新年度予算案ではその記念事業といたしまして、周防国府展の開催が計画をされております。市長の施政方針では、この企画を防府市の歴

史と文化のすばらしさを全国に発信するものとして位置づけられております。

私は、さらに一歩進め、この記念すべき年に（仮称）歴史博物館設置へ向けて具体的に踏み出していくことができないか、そのために、専門家も含め市民参画の検討協議会を設置していただきたいと思いますが、いかがお考えでございましょうか。これまでの施設設置にかかわる取り組みの状況とあわせ、御見解をお伺いしたいと思っております。

質問の2点目は、子育て支援についてお尋ねをいたします。

次代を担う子どもが心豊かで健やかに育つことは、活力ある社会を形成するために欠かせないものでありまして、防府市でも次世代育成支援行動計画が昨年3月、策定をされ、子育て環境の整備に取り組まれているところでございます。その中で、ひとり親家庭の自立支援の推進につきましては、経済的支援を行うとともに、個々の家庭環境に合った子育て支援サービスの情報提供、相談体制の充実を図り、きめ細かな支援を行うことが計画に盛り込まれております。

しかし、同じひとり親家庭であっても、父子家庭への支援策は極めておくれております。同じ所得でありながら、母子ではなく父子であるがゆえに、児童扶養手当支給事業の対象にも母子家庭医療費支給事業の対象にもなりません。栃木県鹿沼市では、児童扶養手当を父子家庭にも適用し、児童育成手当条例を制定、その目的といたしまして、母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の安定と自立の促進に寄与するため、児童育成手当を支給し、児童の福祉の増進を図る、こういう条例を制定されております。

また、千葉県野田市では、ひとり親家庭支援総合対策プランを策定いたしまして、父子家庭等支援手当を創設しています。市では、その理由として次のように述べておられます。「今まで父子家庭については、母子家庭ほど経済的困窮度が高くないと認識をされ、児童扶養手当の支給は対象外とされてきました。しかし、最近の深刻な不況の中で、父子家庭にも経済的に余裕のない家庭が増えてきております。市では、そのような家庭を支援するために、父子家庭等支援手当を創設いたしました」、こういうふうに説明が行われております。県内でも、下関市では、ひとり親家庭医療費の助成として、母子、父子とも同じように医療費の自己負担分を助成しております。

このように、各地でさまざまな取り組みが進められていますが、本市では父子家庭に対する支援対策の方向がまだ検討されておられません。同じようにひとり親家庭であって、所得も同じでありながら、父子家庭だから対象にならないというのはおかしいではないかと、疑問の声が寄せられております。市におきまして、子育て支援の一環として、ひとり親家庭の支援策を父子家庭に対する実情認識や福祉対策をより検討する中で、母子家庭と同様に対応できるよう改めていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか、御見解

をお尋ねいたします。

質問の3点目、年金相談センターの存続についてお尋ねをいたします。

防府年金相談センターは、平成6年に設置をされて以来、市民の年金に関するさまざまな相談の窓口として、なくてはならない機関となっております。しかし、社会保険庁は業務見直しの中で、全国にある年金センターの統廃合を検討し、防府もその対象となっていると聞きます。

今後ますます年金相談が増えると予想される中、とりわけ2007年、全国的には約700万人に及ぶ団塊の世代が60歳に到達し、定年退職を迎えるという状況の中で、身近にある年金相談センターはどうしても存続してほしいと、多くの市民が願っております。市におきましては、こうした市民の声を受けとめ、今後、関係機関へセンターの存続、さらに充実を求める働きかけをどのように行っていくのか、お尋ねをいたします。

最後の質問です。4点目、国民健康保険制度についてお尋ねをいたします。

市民の約35%、4万1,900人余りが加入する国民健康保険、その保険料は所得の1割を超え、払いたくても払えない世帯が増えております。その滞納世帯は、98年度が1,852世帯、率にして9.6%という状況から、昨年、2005年6月時点では3,173世帯、13.3%と、何と38.1%も増加をいたしております。これは、県が県内の自治体の状況を調査したのですが、県内平均増加率34%を上回るものでございます。不況のもと、リストラや倒産が増え、国保加入世帯の生活が苦しくなっている中、国保料を払えない世帯が急増しているんです。

国民健康保険制度は、全国的にも、今、重大な危機に直面していると言っても過言ではございません。その最大の要因は、1984年の国民健康保険法の改悪を皮切りに、次々と国庫負担を引き下げてきたことです。もともと財政基盤の弱い市町村の国保財政は急速に行き詰まり、保険料の値上げとなって住民にしわ寄せされました。さらに不況の追い打ちです。所得が減る中で、その一方で保険料は上がる、これでは滞納者が増えるのは当然であります。滞納者が増えて財政が悪化すると保険料がさらに引き上げられ、必死で頑張ってきた層も支払い不能に陥り、滞納世帯が広がるという構図です。まさに悪循環です。

また、国民健康保険加入者の約半数は年金生活者など、無職の人たちです。その収入が生活保護基準以下でも容赦なく保険料が課せられており、だれもが払える保険料にすることこそ市民の願いでもあります。

こうした中で、申請減免制度の充実を求める声が高まっております。国民健康保険料の減免制度は、国が適用基準を決めて財源を負担する法定減免と市が条例で独自に行う申請減免があります。申請減免につきましては、法律は、1つ、天災その他特別の事情がある

場合、2つ、貧困により生活のため公費の扶助を受ける者、3つ、その他特別の事情のある者としています。その内容は各市町村で違っておりますが、防府市でも条例及び施行規則で基準が設けられています。これが余り利用されておらず、もっと生活実態に即した実効ある制度が求められているのではないのでしょうか。この点でさらに検討していただきたいと思いますが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

最後に、資格証明書、短期保険証の発行について質問をいたします。

保険料滞納世帯の増大に呼応して、保険証取り上げの制裁措置が劇的に広がりました。2002年6月に市内で114世帯だった資格証の発行は、昨年6月には433世帯と、3年間に約4倍という異常さでございます。国民健康保険証がないため、重症でも医療にかかれない、手おくれで命を落とすといった悲惨な事件が全国的に後を絶ちません。収入がなくても、生活がどんなに大変でも、保険料を払わなければ保険証は交付しないという、およそ社会保障の理念からかけ離れたことが進められております。

資格証明書になると、窓口で医療費全額を支払い、後から7割分の払い戻しを受けることとなりますけれども、保険料が払えない人に医療費全額が準備できるはずはありません。国民健康保険証の取り上げの実態は、マスコミでも大きく取り上げるなど社会問題になっています。事は市民の命と健康にかかわる問題でありまして、市においては、滞納世帯に一律機械的に短期保険証や資格証明書の発行を行わないようにしていただきたいと思いますが、御見解をお尋ねいたします。

以上、大きく4点にわたりまして質問をさせていただきました。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（久保 玄爾君） 9番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、子育て支援についてと年金相談センターの存続についての御質問にお答えいたします。

まず、父子家庭への支援についてでございますが、父子家庭が母子家庭と同じく受けられる医療費の助成につきましては、小学校就学前の児童を対象にしている、県制度による乳幼児医療費助成制度がございます。また、母子家庭につきましては、対象者を母とその子が小学校1年生から満18歳に達するまでとする、県制度による母子家庭医療費助成制度があります。しかしながら、この制度は父子家庭は対象とされておりません。

議員御指摘のとおり、父子家庭への医療費助成につきましても、母子家庭との公平性という観点から、県に対し制度の充実を要望してまいりたいと存じます。

次に、経済的支援につきましては、母子家庭には児童扶養手当法に基づく児童扶養手当

が支給されていますが、父子家庭は支援の対象とされておりません。よって、父子家庭に対する経済的支援につきましては、今後の国や県及び他市の動向を踏まえながら判断したいと考えておりますが、子育て支援としての経済的支援につきましては、公平性という観点からしますと、現行制度を含めて今後の研究課題とさせていただきたく、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、防府年金相談センターの存続についてお答えいたします。

防府年金相談センターは、山口社会保険事務所の出先機関として平成6年12月に業務を開始し、以後、市民の身近な年金相談に大きな役割を果たしてまいっております。ところが、平成17年7月に、防府年金相談センターの存続に関する情報を仄聞し、実態把握のため山口社会保険事務所と協議会を開催いたしました。その結果、社会保険庁は、全国の年金相談センター73カ所中2割程度の統廃合を検討しており、防府市も俎上に上がっていること、存廃の目安は職員1人の1日当たりの相談件数が15件であるが、防府市は13.48件でイエローゾーンにあること、12月に再度社会保険庁との協議が行われること、西日本では既に高松と松江が廃止されたこと等の情報を得たところでございます。

防府年金相談センターは、厚生年金の裁定請求をはじめ、年金受給者の死亡届やさまざまな年金に関する相談の窓口でありまして、万一廃止という事態になれば、12万市民を擁する防府市の都市機能の一つを失うことになり、市民は山口市まで出かけなければならず、市民サービスに重大な支障を来すこととなります。

このことから、市といたしましても事態を重視し、早速、市広報やホームページ等の情報媒体を使用して、防府年金相談センターの宣伝に努めるとともに、市職員や関係団体の職員、来庁の市民にも幅広く利用を呼びかけてまいりました。それに呼応し、防府年金相談センターも月曜日の相談時間の延長や第2土曜日の開庁を行うなど、相談者の利便性向上に取り組む努力もされてこられました。昨年末に第2回目の社会保険庁との協議が行われましたが、そのような努力の結果、防府市の年金相談センター存続の結論については、平成18年6月に持ち越しとなったところでございます。

その要因といたしましては、17年度は全国的にも60歳に到達される方が少なく、全国の社会保険事務所や年金相談センターの利用者が減少する中で、先ほど申し上げました私どもの努力が実り、防府市の年金相談センターにおいては、県内でも唯一現状維持となっております。このことは、山口社会保険事務局においても事実上の利用者の増加ととらえておりまして、社会保険庁もこの間の努力と実績に基づいて判断を延期されたものと考えておるところでございます。

御指摘のように、平成19年度から、いわゆる団塊の世代の大量退職、年金受給が開始

され、年金相談の需要は極めて高くなると予測されます。市といたしましても現状を厳しく認識しておりまして、一層の利用増を目指し、引き続きあらゆる機会をとらえて宣伝等に尽力するとともに、社会保険事務局と連携をとりながら存続に向けて働きかけを強める所存でございます。議員の皆様方におかれましても、御本人はもとより、御家族、御親戚、また地域の方々、御知友等に防府年金相談センターの御利用を呼びかけていただきまして、防府年金相談センター存続に向けての取り組みに御協力のほど、お願いを申し上げます。

残余の御質問につきましては教育次長、生活環境部長より答弁いたします。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（山本 久江君） 再質問といたしますか、要望も兼ねて述べたいと思っておりますけれども、まず、子育て支援につきましてですが、全国で平成15年度、父子世帯は、大体17万3,800世帯だと言われております。

先日、テレビ番組で、シングルファーザー、父子家庭の抱える悩みとその状況を取り上げておりましたが、ごらんになった方もあろうかと思っておりますが、大変大きな反響を呼んでおります。不況の中、事業がうまくいかず、子育てと仕事に苦悩する父親の姿や、それから保育園に迎えに行く時間をどうしてもとらなければならない、会社から、あなただけ特別扱いはそのためにできないと言われて、会社をやめざるを得なくなった父親の姿や、お父さんのつくった弁当は恥ずかしい、こう言われながらも毎朝子どもの弁当をつくっていく父親の姿や、夜は子どもを寝かせて、また残業で仕事場に戻っていく父親の姿を映し出しておりました。

番組は、こうした家庭を支援しようとする取り組みを始めた栃木県鹿沼市の支援策を続けて紹介をしておりましたが、全国から問い合わせが殺到しているようでございます。この鹿沼市の、人口9万ちょっとの市でございますけれども、鹿沼市の市長さんは、「地方自治体は財政が大変厳しい中、こうした問題に取り組んでいる。もっと国が力を入れてほしい」というふうに述べられておりました。

先ほどの御答弁を聞きながら、乳幼児医療費無料化制度はこれは県の制度で、県に制度の充実を求めているという御回答でございましたし、経済的支援については、全体の子育て世帯の経済的な支援施策も含めて研究・検討していきたいという、こういう御回答でございました。

国は子育て支援策の充実と、こういうふうに言いながら、例えば、平成18年度でも、児童扶養手当の国庫負担4分の3を3分の1に切り下げ、また、児童手当につきましても、国庫負担が3分の2であったものを3分の1に引き下げ、これは税源移譲して、所得譲与

税で見ているからいいじゃないか、こういうことですけれども、しかし、一つ一つの自治体にその金額が完全に保障されるか、これは疑問でありますし、そのことが子育て支援策に回るかといったら、これもわかりません。

やはり出産手当等は国会で審議をされておりますけれども、子どもが生まれ、育てていくためのそういった費用、経済的支援をもっともっと充実していかなければならないというふうに思います。このひとり親家庭の事業の父子家庭に対する支援策というのはほとんどないわけですね。ぜひともこの実態把握をしていただきまして、世帯数は確かに少ない状態ですけれども、しかし、安心して子育てができる環境、やはり防府市に求められているのではないかと思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

私どもが、議員が協議をいたしました基本計画の後期計画の審議の中でも、ひとり親家庭福祉という項目の中で、父子家庭にはこれらの支援制度がないために、今後適切な制度の充実が望まれますと、こういうふうに課題を市としても提起をしておりますので、ぜひとも検討をお願いしたい、これは要望いたしておきます。

それから、次にまいります、年金相談センター、市長から、あらゆる機会をとらえて宣伝を行って、年金センターを守る取り組みを行うという非常に積極的な姿勢が述べられました。ぜひよろしく願いをしたいと思います。今後12月に社会保険庁との協議が行われるとのことでございますけれども、強く存続を要望していただきたいと、改めてお願いをしたいと思います。

ところで、県内の自治体、萩や、それから山口、下関、徳山、宇部、岩国、10万都市萩は違いますが、10万都市には社会保険事務所がございます。人口12万の防府市でも、他市と同様に社会保険事務所として充実をしてほしいという、こういう要望があります。その点についてはどのように市として考えておられるのか、御見解を少しお尋ねをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 現場のサイドでは、また違う感覚もあるかもしれませんが、私も当然のことだというふうに実は思っております。人口10万以上の都市に社会保険事務所があれば、そこで相談業務が可能なのでございまして、防府市の場合には、残念ながら社会保険事務所はないけれども、山口の出先機関としての相談センターがあるということございまして、実は事の起こりも、その相談センターをより充実した形にしたい、利便性を図りたいということの中で、こういう場所がありますが、いかがでございましょうかということをお話しかけに行った途端に、実はこれこれで閉鎖を考えておるぐらいの事態なんですよということが実は判明してきたような次第でございまして、あとわずかな数字

が足りないということなものですから、私も家内も相談に上がったり、友人にもお願いをしたり、いろんなことを実はいたしております。

したがいまして、先ほども申し上げましたように、どうか議員の皆様方もどんどん相談センターに足を運んでいただくことが、ひいては社会保険事務所への設置ということにも当然つながっていく、事務が増える、来訪者が物すごく多いという形をつくっていく、実績を上げていく必要が今こそあるのではないかと、こんなふうに感じておるところでございます。足りないところは補足してください。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（山本 久江君） 今までの質問の中で、これほど市長さんと一致した考えになったことはございませんが、改めてもう一つ御要望させていただきたいと思いますが、現在のセンターは防府駅前の民間ビルの3階でございます。駐車場の対策の問題とか、公共的施設として高齢者等のより利用しやすい場所への移転等も含め、さらにセンターが充実をされることを要望したいというふうに思います。その点、お考えがありましたらお願いします。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） これからも引き続き真剣に努力してまいります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は（仮称）歴史博物館の設置について、教育次長、答弁をお願いします。

教育次長（和田 康夫君） （仮称）歴史博物館の設置についての御質問にお答えをいたします。

平成7年に（仮称）防府市歴史博物館構想検討委員会が設置されて以来、議会から2名の委員さんをはじめ、学識経験者や行政関係者で構成された15名の委員さんにより慎重に検討されてまいりましたが、平成10年6月、さまざまな事情により建設が困難になったため、休止しております。多くの歴史的文化遺産に恵まれた防府の地にふさわしい施設の建設につきましては、市民の長年の夢であり、強い要望もいただいております。

現状におきましては、埋蔵文化財を現在の図書館跡に設けたいということで、関係機関と協議をいたしておりますが、新たな歴史博物館の建設や協議会の設置につきましては、どのようなものが本市にふさわしいのか、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（山本 久江君） 庁内の検討協議も進められているようでございますけれども、

昨日の答弁でもありましたように、教育委員会としては文化財の保存、活用する場として図書館跡地は有力である。それは、何よりも待ったなしの老朽化した危険でさえある周防国府跡の発掘事務所にある6,000個のコンテナの部分ですね、この問題など急がれるという点、そのほかにも旧競輪場の選手宿舍のコンテナ、それから市役所の消防倉庫、それから富海小学校の民具とか海洋民俗資料の収蔵庫などいろいろ分散した資料がありますけれども、以前答弁がありましたように、図書館跡地は展示室や修復室、あるいは保管室、体験学習室や事務室など、こういった点をいろいろ勘案しながら、分散した資料すべてを納めるには無理があるということをございました。

ここで、ちょっと市長にお伺いいたしますけれども、財政的には（仮称）歴史博物館設置に向けて動き出せる状況になったというふうなことを特別委員会でもお話しになりましたが、市長が考えておられる施設というのは、当面この図書館跡地を利用しながらも、本格的な文化財収蔵展示施設については別に検討していくと、行っていくと、こういうお考えでございましょうか。その点、お尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 実は私、平成10年にこの職に就任いたしました。その直前に（仮称）防府市歴史博物館構想検討委員会なるものがあったということ、ついこの間知ったぐらいのことです。

したがって、私の頭の中は、今までは、現在の老朽化してある収蔵と申しますが、貯蔵と申しますが、国衙にございますプレハブに6,000箱に及ぶコンテナが収納されておると、一刻も早く安全で安心できる場所に移管をしたいということが1点。

そして、現在も例えばアスピラート等々で折々に展示を、中の、これはというような品々を、品々という言い方はどうか分かりませんが、遺跡を展示しておりますけれども、そのようなものも展示できるような形になればいいと、こういうことで、現在使われている図書館は書架が重量に耐えられるものでございますし、あの閲覧室なり何なりを利用していけば、そのようなものも展示できるんじゃないか、あるいは、三田尻御茶屋内にある海洋民俗資料などの資料もあわせそちらの方へ持っていくことによって、市民の目に触れていただくことも可能になるのではないかとというような感じの中でございまして、新たにどこかの場所に、仮称でございますけれども、歴史博物館なるものをということになりますと、これは大変なお金がかかってくることにもなるかと思っております。博物館ということになりますれば、ほかのものなども収納していく、そうすると、その保存を考えていくためのあらゆる設備も必要になってくるなどなど考えていきますと、ちょっと私の頭の中では考えが及ばない部分でございまして、昨日来から山田議員の御質問の中にもござい

ましたが、史跡資料館、あるいは歴史民族資料館、そんなような感覚の中で、私は当面、今の、現図書館を使っていくことが一番いい方法ではないだろうか、そのように私個人は思っておるところでございます。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（山本 久江君） 私、昨年、兵庫県の豊岡市の但馬国府・国分寺館を視察させていただきました。御紹介をいただいて視察させていただいたわけですが、ここは総事業費9億6,730万円、その整備の目的は、貴重な歴史的遺産を次代の人たちに継承していくこと、それから、多くの資料を見ながら自由に楽しく郷土の歴史を学ぶこと、それから、国府・国分寺を中心とした調査研究の推進及び拠点とすること、こういう目的を持った施設でございました。

中身についてですが、施設は常設展示室、あるいは企画展示室、それから総合学習室、ここには4,000冊の歴史図書がありまして、将来は1万冊にしたいと、こういうふう述べておられましたが、特に重要な遺物保管を行う特別収蔵庫、その他収蔵庫2部屋と研究室、事務室、こういうふうになっておりました。約5,100点の展示品がありましたけれども、本当に但馬国分寺跡に近い場所に建てられて、企画展など非常に充実をした内容で運営がされており、大変勉強になりました。

文化財の宝庫であります防府市にふさわしい施設の整備、これは今後、財政的にも大変な問題もありますけれども、やはり自分たちのまちの歴史博物館、こうありたいと願う市民の方々の御要望というのは大変大きいものがあります。壇上でも申し上げましたように、ぜひ市民参画の協議会の設置を行っていただきまして、こういった歴史博物館が防府市にふさわしい、こういう意見を積極的に市民の皆さんから、もちろん専門家の方々もそうですが、皆様方から吸収する場を、協議会をぜひともつくってほしいということ、これも要望をさせていただきます。時間がないので、次に進みます。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は、国民健康保険制度について、生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 最初に、国民健康保険の申請減免制度の充実についてお答えをいたします。

国民健康保険料の被保険者からの申請による減免につきましては、災害等により被保険者の所有にかかわる住居等が30%以上の損失を受けた場合、損失の割合や所得の段階に応じ、規則に基づきそれぞれの割合で減免をしておるところでございます。また、被保険者の失業、疾病等により、その世帯の所得が前年より30%以上減少する見込みの場合において、申請時の所得の見積額が生活保護基準の1.3倍を超えない場合、当該年度の所得割額に対し減免をしているところでございます。

御質問の趣旨は、減額基準の拡大ということと存じますが、御承知のように、国民健康保険は相互扶助を原則とし、被保険者の皆様が所得や人数に応じて保険料を負担していただく性格のものでございまして、減額基準の拡大による保険料の不足は、結果的に他の被保険者への転嫁となり、現時点では規則等の改正につきましては予定しておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

また、保険料の申請減免制度の周知につきましては、市広報や国保だより等を通じて被保険者の方々へお知らせをしておりますが、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険の資格証明書、短期被保険者証の発行についてお答えいたします。

保険料の納付につきましては、負担の公平性及び国保財政安定の観点から、納期限を過ぎても納付されない被保険者に対して督促や催告を行い、納付をお願いしているところでございますが、事情により保険料の納付が困難な方につきましては、納付相談等のお知らせを送付するなど、相談を受けられるよう努めておるところでございます。

しかしながら、一定期間を超えても納付されず、あるいは連絡もいただけない被保険者に対しましては、直接接する機会を確保し、納付改善への機会を増やすため、法に基づき短期被保険者証、資格証明書を発行するものでございます。

今後とも公平・公正な国民健康保険の運営を行っていくため、悪質な滞納には法に基づき厳正に対応していくこととしておりますが、一方で、納付したくても納付できない被保険者の方々に対しましては、納付相談がより受けやすくなるよう、なお一層努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（山本 久江君） まず、申請減免制度につきましてお尋ねをいたしますが、防府市でもこの減免制度をつくっておりますが、過去5年間、この制度の利用状況、どのようになっているのか、まず実態をお尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 過去の利用実績を教えてくださいということでございますけれども、まず12年度から申し上げますと、12年度で21件、13年度で21件、14年度で16件、15年度で37件、16年度で31件、17年度は、これは2月末日まででございますけれども41件でございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（山本 久江君） 本当に利用が少ない状況だというふうに思います。平成16年度の決算で、国民健康保険料の不納欠損額は1億8,300万円余り、収入未済額は8億3,800万円余り、一方、平成17年の防府市の国保加入世帯で所得100万円までの世帯が全体の53.3%、所得33万円までの世帯は37.8%です。この数字を見ましても、本当に保険料負担に耐えられない加入者の状況が浮かび上がってくると思います。

申請減免というのは、法定減免には当てはまらないけれども、生活に困っている世帯や収入が著しく減った世帯などが対象となります。やはり実態に見合った制度づくりがどうしても必要だというふうに、私はこの滞納額や所得の階層を見ながら思うんです。3,000を超える滞納世帯、減免はわずかに、先ほど言われたように、平成16年度でも31件ですから、十分に実態に合った対応が必要だというふうに考えております。

例えば宇部市、ちょっと例を挙げますが、生保基準の1.5倍に満たない世帯で所得減少割合に応じて減免規定をつくっております。ぜひ施行規則の見直しを今後検討していただきたいということを強く要望しておきたいというふうに思います。

資格証明書ですが、資格証明書が昨年6月では433発行されているわけですが、この経緯と理由についてお尋ねをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 資格証明書の発行理由についての御質問にお答えいたします。

ちょっとその前に、資格証明書を交付しなければならないまでの手続を簡単に申し上げます。

まず、保険料の納付書を送付いたしますが、その納付期限が経過しても、なお国保料の滞納がある世帯主へ収納課から督促状や催告状、さらには電話催告等による納付指導が実施されます。その後は、5期以上の滞納がある世帯に対しまして、保険年金課の方から、短期証から資格証になる旨の計画書や納付相談通知書を10カ月間で8回程度送付をいたしております。

このように、保険料滞納被保険者に対しまして、納付相談に応じていただくよう多くの機会を通して呼びかけ、啓発を行ってまいっておりますが、その間、世帯主や家族から何も連絡がなく、接触する機会が図れなかった被保険者世帯へ資格証を交付しているものでございます。この措置につきましては、国保会計の健全運営を図る上からもやむにやまれぬ措置でございまして、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（山本 久江君） 12時を回っておりますが、強く要望させていただきます。

厚生労働省の調査で、やはり昨年の6月時点の調査がありますが、全国的に30万件を超える世帯が保険証を取り上げられております。保険証を取り上げられたために、病院に行くことをためらって、2000年以降、判明しただけで18人が亡くなられたということがわかっています。身近な方々の問題でも、例えば、子どもが修学旅行へ行くのにコピーをとらなくちゃいけない、恥ずかしくて持っていけないといった、そういったこともあったようです。

旭川市では、資格証明書の発行を除外する特別な事由、事情といたしまして、保険料の納付により生計を維持することが困難な場合、こういったことなどを市が独自に設けて、6つの基準を設けているそうですが、滞納があっても資格証明書を発行しない、こういう施策をとっております。手元に現金がなく、専門の知識もない国保加入者にとって、役所の窓口に行って相談するというのは本当に勇気が要ることございまして、さまざまな事情で払えずにいる加入者に対して、より加入者の実態に即した対応ができるようお願いをしたいと思います。

今、社会格差が言われておりますけれども、このことで命の格差につながらないように、ぜひとも市民の命と健康を守る施策の充実のために、市としても本格的に取り組んでいただきたい、そのことを強く要望いたしまして、質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で9番議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、1時まで休憩いたします。

午後 0時 7分 休憩

午後 1時10分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は24番、山下議員。

〔24番 山下 和明君 登壇〕

24番（山下 和明君） それでは、通告の順に従いまして、壇上より質問をさせていただきます。

最初は、子育て支援対策として、留守家庭児童学級についてお尋ねいたします。

今や企業、団体においても女性の参画が促進され、女性の人材発掘やリーダーの養成が図られ、結婚後も引き続き社会に進出していく、そうした時代を迎えており、防府市においても、その傾向は顕著であります。

しかし、そうした事態を脅かしているのが、全国各地で児童をねらった凶悪な犯罪が続

発しており、昨年、広島、栃木両県で下校途中の小学女児が殺害される事件が発生し、安全・安心のための防犯対策は切実な問題であります。そうした低学年の子どもを持つ関係者や親にとっては、安心して、しかも安い費用で子どもを預けることのできる留守家庭児童学級の存在は何物にもかえがたい貴重な施策であろうかと思えます。

留守家庭児童学級は、保護者が共働きなどの理由で日中不在により、留守家庭児童に必要な保護及び指導を行い、健全な育成を図るために設置されてきました。対象となる児童は、同学級がある小学校に在籍する低学年の1年生から3年生の児童で、授業終了後に帰宅しても保育する家族がいない児童が対象で、保育時間は授業終了後から午後5時ごろまで、春休み、夏休み、冬休みの1日保育では、月曜日から金曜日まで、午前8時30分から午後5時ごろまでとなっております。

現在、15学級が開設され、18年度には向島小学校と華城小学校においては増設され、よって、野島小学校を除き全小学校に留守家庭児童学級が設置されることとなります。

そこで、お尋ねをいたします。先ほど申しましたが、女性の社会進出に伴うこと、そして子どもたちの安全・安心対策の面からして、留守家庭児童学級は子育て支援の重要施策としてさらなる充実が望まれます。しかし、これらの留守家庭児童学級の事情によって、保護者が望んでも定員を超える場合などは、対象となる児童ですら保護を受け入れることができないことが生じていました。同じ市内に住みながら、同じく税金を納めながら、その恩恵を受けられない一部そうした家庭があることは、どう見ても行政サービス上の不公平と思いますが、いかがでしょうか。また、今後そうした事情が生じたときにどう対処されるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、子育て支援対策としてファミリーサポートセンターについてお尋ねいたします。

少子化社会の到来は、高齢化社会と相まって急速に万全な対策を講じなければならない重要課題であります。特に、女性の職場進出が全雇用の4割を占める現在、女性が安心して子どもを産み育てられる環境と、そして共働き家庭の子育て支援については、きめ細かな対策が求められております。

そこで、平成6年に創設された仕事と育児の両立を支援するファミリーサポートセンター支援事業は、山口県内でも山口市を皮切りに各地で同センターが設置され、防府市でも平成10年度に事業が開始されたところであります。

同事業の概要を簡単に申しますと、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児と介護を助け合う会員組織であります。対象児童はゼロ歳から小学校6年生まで、活動内容で主なものは、学童保育の迎え、帰宅後の預かり、幼稚園、保育園、学校の休みのときの援助等で、利用者が多いようであります。会員数は平成17年4月1日現

在 659 名で、預かった報酬の基準は 1 時間当たり 600 円、土曜・日曜・祝日は 700 円とされております。

そこでお尋ねをいたします。子育て支援のサービスであるファミリーサポートセンターは、子どもを安心して預けられる体制にあり、もっとファミリーサポートセンターを子育て支援に活用すべきだと考えます。そこで、この事業の拡充と活用を図るために、現在、子どもを預かった報酬の基準額は 1 時間当たり 600 円ですが、その一部を補助する経済的支援制度を取り入れてはどうでしょうか。子育て奮闘中の若い世代ほど定期的に収入面において大変なのであります。御所見をお伺いいたします。

次は、法定外公共物の管理についてお尋ねいたします。

法定外公共物とは、道路、河川、湖、沼、ため池、水路及び海等のうち、道路法、河川法、港湾法及び海岸法等の特別法が適用されないものを一般に法定外公共物と呼んでいます。いわゆる赤線、青線と称しているもので、これらの所有者は国土交通省でしたが、地方分権一括法により、平成 12 年度から市町村への譲与が進められ、譲与の手続がほぼ完了し、用途廃止、払い下げを受けたいとき、法定外公共物を使用したいときなどは、国・県にかわって市町村でもるもるの手続ができるようになりました。

また、市町村へ譲与された法定外公共物は市町村が管理することとなり、防府市におきましても、平成 16 年 10 月 1 日、法定外公共物管理条例が設置され、平成 17 年 4 月 1 日より施行となりました。法定外公共物とされているものは多岐にわたっています。

そこで、里道、赤線道路の管理の責務についてお尋ねをいたします。

防府市法定外公共物管理条例では、第 3 条で、「市及び利用者の責務」として、「市は、法定外公共物の適正な利用が確保されるように管理しなければならない」、2 として、「法定外公共物の利用者は、当該法定外公共物を常に良好な状態に保つように努めなければならない」とされています。今日までそうした里道、赤線道路については、市道でないことからして、予算面でなかなか改良、改善がされていないのが実態で、多くの一般市民が通行している市道に準ずるような里道、赤線道路においても同様のことがうかがえます。

一例ではありますが、桑山市営住宅から、ひまわり祭が行われていた大楽寺へ抜ける路線の里道、赤線道路は、歩行者や自転車での利用者も多く、一応舗装されているものの、ところどころ穴があいたり、路面が竹の根によって沈下したり、浮き上がって路面が荒れて、自転車が走行中に倒れそうな状態の箇所があります。このような例は各所にあると思いますが、そうした法定外公共物を財産として所有し、管理する立場として、歩行者や自転車の利用者数の多い里道、赤線道路で、事故を誘発するような危険な箇所については、安全走行ができるように改良・改善を図ることが求められますが、里道、赤線道路の維持

管理等に関して財政措置等を勘案して対応すべきだと考えます。御所見をお伺いいたします。

次に、生活環境対策として、向島地区の生活環境を改善する漁業集落排水施設整備についてお尋ねいたします。

平成9年に一般県道防府停車場向島線が開通したことにより、交通の利便性が図られ、向島地区の活性化は兆しがあるものの、しかし、事日常生活に伴う排水問題に関しては旧態依然とした状態で、抜本的な改善策がとられていないのが実態であります。生活環境の整備は必ずしも良好とは言えません。

御承知のように、向島地区には排水処理施設が整備されていないがために、多くの世帯は家庭から出る生活排水を側溝から海へ流しているのが実情であります。また、地形的にも、前は海、背には錦山、住宅地は狭隘しており、雨水もこれらの側溝に流れ込み、潮のかけんによって排水路からあふれ出します。側溝の構造にも問題がありますが、加えて、これらの側溝、排水路は老朽化も著しく、その機能を満足に果たしているとは言えない状態で、季節によっては悪臭などにより、環境衛生面において問題が生じます。

そこで、お尋ねをいたします。向島地区は市街化区域外であり、公共下水道整備事業の対象地域にはありませんが、以前から検討されている漁港及びその周辺水域の浄化を図るために行う雨水・汚水の排水に必要な施設及びこれに付帯する処理施設を整備する漁業集落排水施設整備事業の導入で、念願でもある向島地区の生活環境を総合的に整備することは、現在まで検討され、熟慮されたことと思っておりますが、同事業による実施の見通しについてお伺いいたします。

2点目は、記憶に残る平成11年9月24日早朝、山口県を台風18号が直撃し、海岸近くの地域では多大な被害をもたらし、向島地区においても高潮による床上浸水の被害世帯も同様、多く出ました。その後、高潮対策として護岸のかさ上げ、門扉の改良、海水流入防止柵のマネキの取り付け等の対策がなされてきました。しかし、郷ヶ崎や本村の一部では、台風や大雨の時期が、満潮の時期が大潮の満潮に重なるケースにおいて、排水に関する処理について抜本的解決は、依然として改善の糸口が見えてきません。

そこで、水路を統合化し、ポンプによる強制排水場の整備が望まれます。こうした整備も漁業集落排水施設整備事業の対象に該当すると思っておりますが、向島地区の生活環境を総合的に整備していく時期にあると考えますが、あわせて当局の御所見をお伺いいたします。

以上で壇上にての質問は終わります。

議長（久保 玄爾君） 24番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、子育て支援対策についてと生活環境対策についての御質問にお答えいたします。

まず、子育て支援対策についてのうち、留守家庭児童学級についてでございますが、御質問の、保育を希望しても定員を理由に入れない児童がいるのではないかとのことでございますが、平成18年度につきましては、1月中に保育申請の受け付けを行い、華城校区を除く14校は待機児童を生じておりません。また、平成17年度に定員を大幅に超過したため、1年生のみの保育となりました華城校区につきましては、教室の新築により定員を倍増いたしましたので、他校区と同様に待機児童は生じておりません。今後も校区児童数や利用希望者数の推移などを見守りながら取り組んでまいりたいと存じます。

次に、ファミリーサポートセンターについて、事業拡充の面から報酬の基準額の一部補助についての御質問にお答えいたします。

防府市ファミリーサポートセンターは、平成10年4月1日、県内で4番目に設立し、同年10月1日から子育て支援活動を開始した、地域社会が協働して子育て支援に取り組むことを目的とした組織でございますが、平成17年12月末現在の会員登録者数は、依頼会員360人、援助会員185人、依頼と援助の両方、双方の会員163人の合計708人で、活動件数は1,227件となっております。

さて、ファミリーサポートセンターの報酬基準額の県内における状況でございますが、支部やミニセンターを含めると14センターが設置されており、各センターはおおむね1時間当たり600円を通常活動報酬と決めております。そのうち、報酬に対して一部補助を行っている市は、柳井市と萩市の2市で、いずれも1時間当たり300円を補助しておられます。

ファミリーサポートセンターを利用する若い世代の利用者に対して、援助活動報酬の一部を補助する経済的支援制度についてでございますが、市としては、ファミリーサポートセンター事業のほかに子育て短期支援事業等を行っておりますので、今後、国・県が実施する子育てに係る諸事業の動向や県内各市の状況を勘案し、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、生活環境対策についての御質問のうち、第1点目の向島地区の生活環境を改善する漁業集落排水施設整備導入についてでございますが、向島地区は生活雑排水が直接周辺の海域へ流出している状況であり、また、地形的にも、住宅地は狭隘で密集しているため、合併浄化槽の設置は困難であると思われまます。

このような状況の中で、地元からも下水道等の生活環境整備について再三の陳情もお受けしており、理解はしているところでございます。

市といたしましては、向島地区における生活環境整備を総合的に実施したいと考えておりますが、公共下水道整備事業の対象地域外でありますので、議員さん御指摘の漁業集落排水施設整備事業の導入による排水施設等の生活環境整備を検討いたし、汚水処理については、将来的には公共下水道への接続を考えているところでございます。

なお、新田地区の公共下水道整備事業、中関5号幹線の進捗状況につきましては、現在、錦橋の手前250メートルまで築造済みであり、錦橋地先の問屋口地区の整備は平成19年度ごろには完了の見込みであります。つきましては、問屋口地区における公共下水道整備事業の進捗を見守りながら、今後とも引き続き関係機関とも協議し、漁業集落環境整備事業の実施に向けてのアンケート意向調査、基本計画の策定等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目のポンプによる強制排水場の整備についてでございますが、この問題に関しまして地元より要望書が出され、市としての回答をお示ししているところでございますが、郷ヶ崎漁港区域においては、漁業集落排水施設整備事業による雨水排水対策を行う方法や、その他の地区においては、山地より流出する雨水を排出するための新設水路の整備等が考えられますので、それらの費用対効果等を比較検討いたし、総合的な治水・排水対策により、浸水被害等の解決に向けて研究してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、土木都市建設部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） それでは、質問させていただきます。

子育て支援において、留守家庭児童学級の存在は大変ありがたい貴重な施策であろうかと思えます。先ほど申しましたけれども、将来、女性の社会進出で仕事を持つ女性も多くなります。例えば、先ほど御答弁にありましたけれども、18年度においては待機児童についてははないというか、解消できるような御答弁でありました。しかし、平成19年、平成20年、先ですね、において、対象となる小学1年生から3年生、希望者を受け入れることができるのかどうか、その点についての見通しについてお伺いしたいと思います。

もう1点は、平成17年度においては、先ほど華城小学校においては1年生のみということでありましたが、他校でも待機者がいたと聞いておるんですが、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） まず、御質問の第1点目の平成19年、20年の将来についてということでございますが、現在の児童数の今後の推移を見ますと、華城校区を

除く14校区につきましては減少の傾向がございます。華城につきましても若干の増加となっております。今後、特別、変動要因の生じない限りは、現状の定員の中で保育が可能であるというふうに考えております。

それと、2点目の、平成17年には華城校区につきましては急激に要望者がありましたので、いわゆる1年生のみということになりましたけれども、これにつきましては、さっき市長が申しましたように、1棟建て増しをすることで解消しております。それで、他校区につきましても、現状では待機は生じておりません。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 17年度において、松崎小学校、待機者はなかったんですか。新田小学校においてもそうした傾向があったんじゃないでしょうか。その点、確認ですが、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） すみません、説明が舌足らずで申しわけありませんでした。確かに議員のおっしゃるとおり、16年、17年においては、今おっしゃった新田と松崎ですけれども、若干の待機者が生じております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） そうしたことで相談等もございまして、それで、先ほど壇上でも申しましたが、同じ防府市民でありながら、やはりサービスが受けられないということは不公平でなかろうかといった表現をさせていただいたわけでありまして。18年度については、今のところ申し込みが、待機者がいないというようなお話でありましたけれども、先ほど申しましたけれども、女性が社会進出をしていく時代、ましてや子どもを取り巻く環境、いわば安全・安心という面からして、子育て支援として、さらにこういった制度は求められてくる時代に入ろうと思うんですね。

そうした対応を、少人数であっても不公平感をなくすということが大事なんではないかと思うんですが、そうしたことが生じたときに、定員を50から55と聞いてはおりますけれども、そうした少数の方が増えた場合、申し込み者が増えた場合は、指導員を増やすとか定員数を少し拡充するとか、そうしたことということではできないのでしょうか、どうでしょう。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 今後、そういう待機児童が生じるような状態が生じた

らということですが、これにつきましては、現状では確かに増える要因はございません。しかし、やはり今、議員さんおっしゃいましたように、女性の社会進出ということで、どうしても受け皿としての施設整備が必要になるということがありましたら、これは、またそういう予想がつく時点で、それなりに対応できる方法を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） その場になって対応というより、そういったことが将来的に想定されるということで万全な体制を組まれる方が、私は正しい方針、方向性だというふうに思います。

これは、一例かもしれませんが、よくあるケースだと思うんですが、母親が例えば出産、また病気等によって入院をされるという場合がありますよね。そうしたときの短期間の受け入れ等について、この件についてはどうでしょうか、お伺いいたします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 今おっしゃいました緊急、あるいは短期の保育ということでございますけれども、これにつきましては、現在、話が出ておりますファミリーサポートセンターによるサポートなり、あと現在、ショートステイ、あるいはトワイライトという保育事業を行っておりますので、これの御利用をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） わかりました。どちらにしろ、同じ学校内であれば、授業が終わって子どもは移動しなくても済むわけですね。そういう意味で、留守家庭児童学級ということは非常に安全性、安心という面において、よりすぐれておろうかと思うんですね。場所を変えるとなると、だれがその子どもをいわば輸送するというか、送り迎えするのといったことも生じてくるわけでありまして。考えは一理あるかと思えます。

それで、これは要望ですけれども、先ほど壇上でも申しましたけれども、この留守家庭児童学級は、子育て支援の重要施策として、さらに、今申しましたことも検討していただいて、充実あるものにしていただきたいと思います。

次に、ファミリーサポートセンターについてであります。さきに取り上げました留守家庭児童学級の側の事情によって、受け入れができないことが生じたときに、今、ファミリーサポートセンターといったお話がございましたが、例えば、このファミリーサポートセンターの利用者の負担が低額であれば、1時間600円でありますけれども、多種の事

態、先ほど申しましたが、親が出産とか病気、入院となった場合とか、例えば、またその待機児童が出た場合に対応が、低額であればファミリーサポートセンターでできるのではないかなというふうに思うのであります。

県内のファミリーサポートセンターは、各市において設置されておりまして、県内13カ所となっております。先ほど御答弁にありましたが、柳井市、萩市におきましては、1時間の報酬に対して、600円ですけれども、例えば柳井市なんかは1時間当たり300円の補助をしています。萩市においても同様であるわけでありまして、依頼できる対象の児童がゼロ歳から小学校6年生であるということは、親の年齢も若い方々でありまして、先ほど申しましたけれども、収入の面において大変そういう厳しい時代であるわけでありまして、県内でも事例がありますので、子育て支援の拡充として、このファミリーサポートセンターの利用者に対し、その報酬の一部を補助する支援制度を前向きに検討をしていただきたいと、この件については要望とさせていただきたいと思っております。

次に、向島地区の生活環境を改善する漁業集落排水施設整備についてであります。先ほど御答弁いただいたものをまとめて申しますと、向島地区は漁業集落排水施設整備事業で整備をして、そして汚水処理については公共下水道へ接続し、終末処理場へ流入するという方針であること、それには中関5号幹線の整備を錦橋付近まで進捗させることがポイントであろうかと思っております。

そこで、質問させていただきます。平成12年の3月議会でこの件について質問をいたしておりますので、御紹介したいと思っておりますが、再質問の市長と私のやりとりであります。再質問の中で、「県道錦橋のところまで幹線の整備が18年ごろまでには来るということで、そうしますと、向島を区域外流入とか、変更も新年度考えられるようではありますが、この向島の漁業集落の整備について、この18年以降にお考えなのか、そこまでいった後に整備をされるお考えなのか、それともさかのぼって、16年、17年、18年、3カ年あたりぐらい前にさかのぼって、向島の区域を漁集で整備を進められるお考えなのか」という質問に対して、松浦市長は、「私は、常に申し上げておるところでございますが、市民生活に直結した諸事業が最優先であると、このように申し上げておるところでございます。市長に就任以来、最重要課題の一つに下水道の整備というものを私は取り上げておるわけでございます。そうした考え、また、本市の状況が他市に比べて非常にそういう面ではおけているということも痛感いたしておりますだけに、そしてまた、向島地区民の皆様方が大変熱心に漁業集落環境整備事業の採択、あるいはそれに向けての準備を一生懸命になっておられることもよく承知いたしております。したがって、冒頭申し上げましたように、5号幹線へ直結していくことをもって、向島地区の漁業集落環境整備

事業をあわせ行いたいと思っております。ということは、中関5号幹線が整備ができるときには、当然向島のものがそれに組み込まれていけるように整備をしていくことは、これ当然なことではないかと、このように私なりに思っているところでございます」、こういったやりとりが平成12年のときにあったわけであります。

それで、18年に入っておるわけでありましてけれども、もう少し具体的な取り組みについてお伺いをしたいと思います。

先ほど御答弁の中にも、向島の環境整備については総合的に実施していきたいと、現在、錦橋の250メートル手前まで整備がいつておる。それで、19年ごろにはというようなお話がございましたが、その区域外流入の申請についてはどうなのか。

それで2点目は、地域住民への説明会、先ほどのアンケート、意向調査と申されましたが、そうした点も含めて説明会はいつごろ予定しておられるのか。

それで3点目に、同事業でどの程度のところまで、範囲、整備をしていかれようとしておるのか、お伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） それでは、今御質問の件、御答弁させていただきたいと思っております。

今、取り組みの具体性ということでございますけれども、先ほど議員さんおっしゃいましたように、平成12年の3月議会だったと思っておりますが、この集落排水についての御質問を受けております。その後の取り組み状況の概要は、先ほど市長が答弁させていただいておるとおりでございますけれども、今のその中での区域外流入の件でございますけれども、これは御承知のように、集落排水は省でいえば農林水産省の関係になりますし、公共下水道は国交省の関係になります。しかしながら、当時市長が、今のように統合されていないとき、厚生省、建設省、それと農林水産省ですか、3省協議ということで、終末処理場の2キロ程度以内は、集落排水で整備したものの汚水処理を、公共下水道の汚水処理場で処理できますよという国の合意がありますんで、それはもう区域外流入というよりも、接続ができることには何ら問題はありません。それがまず1つと。

それと意向調査、いわゆる俗に言いますアンケート調査の件でございますけれども、ちょっと私の記憶では8年ぐらい前だったと思っておりますが、当時の水産課が地元に入りまして、アンケート調査もさせていただいておりますし、一定のこの集落排水事業についての御説明もさせていただいております。

それと、さっきこのアンケート調査も、もう8年なり9年なり前のことでございますんで、そうなりますと、向島地区の住民の方の世代もある程度変わってきているだろうと

ということで、今我々が考えておりますのが、もう一度振り出しに戻る形の中で、地元の意向調査はきちっとさせていただかなければならないかなというふうに考えております。今その時期も、さっき市長が御答弁申し上げましたが、問屋口まで公共下水道が来るのが今19年ごろというふうなことに予測がなっておりますんで、それを受けて、それ以降、速やかに意向調査なりのそういったことをアクションとして起こしていきたいなというふうなまず考えております。

それと、向島地区のどの範囲まで漁業集落排水でということでございますけれども、これがまだ、なかなか、今までも何年もかかってちょっと検討はしているんですけども、基本的に言えば、東側、郷ヶ崎から西の小田まで、いわゆる全島になりますけれども、それを対象区域とするのが最もベストな取り組み方だろうと思いますが、ただただ一つ考えなければならないのが、郷ヶ崎と中村地区と本村地区までは、ある程度家が密集したり、つながっておるんですけども、小田と本村の間が、御承知のようにちょっと家が切れているんですね。ちょっと小田が飛び地のような形、不連続な形になっていきますんで、その辺のところを、どういうふうに事業としてクリアしていくのかということもありますんで、先ほどの答弁でもちょっと市長が申し上げておりますが、費用対効果等々も考えながらということの中身になるかと思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 振り返れば、平成10年ごろから、当時の市当局の関係者を含めて、漁業集落環境整備事業の導入を目指して、説明会、本格的な協議が地元で開始されて、翌年の平成11年4月には、向島地区の住民の8割を超える世帯で、同事業で整備を図ることの同意、賛同を得て、当局へ陳情が何度も繰り返されたことは御承知のことであろうかと思えます。

市長さんにお伺いしますけれども、今日までこうした取り組みに対して、今申しましたように、どのように受けとめられておられるのか、もう一度お伺いをしたいと思います。できれば、18年、19年といいますと、もう近い年度でもありますので、もう少し具体的に、着工においては平成20年から着工に入りますよというような具体的なお示しはできないものか、お伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は、確かに生活環境整備というものは最重要課題の一つであると認識をいたしております。下水道整備にも市政の中心課題であると考えて取り組んできたつもりでございます。本市は、昭和53年に下水道が供用開始されたわけございま

して、私が就任をいたしました平成10年時には21年間かかっているわけですが、その間の整備率は、公共下水並びに合併処理浄化槽を含めて49.5%ぐらいのものであったわけですが、それから今日まで6年間、7年間の間に実は70%近くまで普及がされてきているのが現実、現状でございます、確実な成果が確かに上がってきていると、このように自負いたしているところでございます。

ただ、残念ながら富海地区、あるいは向島地区、あるいは台道地区の方々にはこの恩恵がっていない、なかんずく富海地区の方々、都市計画税をお支払いになっておられながらも、まだ公共下水道が到達できないという重大な局面になっているわけですが、今その軸足を富海にも置き、そして台道にも置き、そしてまた向島の環境整備にも置いていかななくてはならないと、こういうふうに深く認識をいたしております。

そういう思いの中で、今の向島地区の漁業集落を用いての、その手法を使つての環境整備でございますが、私の気持ちとしては、一刻も早くそのような形に着手できるようにしなくてはならないと、このように感じているところでございまして、冒頭申し上げましたように、問屋口までの間がもうちょっとのところまで来ておりますので、そろそろ、先ほど部長が申したような意向調査、あるいは基本設計というふうな形に順を追って進んでいくべき状況ではないだろうか、また、いかななくてはならないと、このように認識をいたしている次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は法定外公共物の管理について、土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） では、私の方より、御質問の法定外公共物の管理についてお答えします。

法定外公共物とは、議員さん御承知のとおり、道路法や河川法等が適用されない道路、河川、水路等のことで、いわゆる赤線、青線と称されるものなどでございます。従来、赤線、青線は国の財産でしたが、地方分権一括法により市に譲与されたことで、防府市法定外公共物管理条例を設置して、平成17年4月から市及び利用者がこれらの管理を行っているところでございます。

御質問の市が管理することとなった法定外公共物、里道で歩行者や自転車での利用者数が多く、交通事故を誘発するような危険な箇所については、市で改良・改善を行ってほしいとのことですが、法定外公共物の通常の維持管理は、基本的には従来どおりに、これらを利用されます地域の方をお願いしているところですが、公道から公道への通り抜けができること、道路沿線に5戸以上の住宅があること等の公共性のある認定外取扱要綱の基準に合致すれば、認定外道路として舗装等で対応してまいりたいと考えております。

一例で申されました、ひまわり祭が行われる桑山市営住宅から大楽寺へ抜ける路線、赤線でありますけれども、2カ所大きく竹の根が生えて、凹凸がありました。そこらあたりにつきましては、この認定外取扱要綱によって舗装しておりますので、そのあたりは対応してまいりたいと考えております。

また、別の方法としまして、地域の皆様みずからが補修を行うのであれば、材料支給の制度もありますので、それらを御活用くださるようお願いいたします。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 里道、赤線道路の舗装に、従来から認定外道路舗装で、よく私も対応していただいたケースも数々あります。しかし、なかなか地域によっては非常に難しい場合も結構多いですね。

認定外道路取扱要綱を見ますと、御存じだと思いますけれども、2条の中に、道路の有効幅員が1メートル以上であること、国道、県道、市道、2メートル以上の道路の公道に連絡し、通り抜けができる道路であること、赤線道、公道または公衆道路であること、道路路線に5戸以上の住宅があること、または公共・公益性の高い施設へ通り抜けができる道路であること、舗装等については、地元関係者及び地権者の同意が得られることと、このようになっておまして、その地権者というのがなかなかわからない場合が結構多いですね。

個人のもが入っていたり、通常の人であれば、これは市道よ、農道よというぐらいのもので、里道だとかそうしたこともよくわからないだろうと思います。よほどその地域に熱心な中心者がおれば、積極的にこういう地元関係者、また地権者に対して、お調べになられて、いわば署名を、同意をいただいておりますけれども、こういった条件が伴わないと、里道の路面舗装ができないことになっております。

先ほど壇上でも紹介いたしましたけれども、法定外公共物の管理条例の3条で、市及び利用者の責務として、市は、法定外公共物の適正な利用が確保されるように管理しなければならない、当然この法定外公共物というものは財産として所有し、管理するのは私は市だと思います。利用が確保されるように管理しなければならない。それで2として、法定外公共物の利用者は、当該法定外公共物を常に良好な状態に保つように努めなければならないとされておるわけでありまして、お聞きしますけれども、例えば、里道において公衆用、市道に準ずるような路線が破損した場合、先ほどの場合ですね、そういう例のときに、機能の回復を利用者に求めるのは私はいかがなものかと思うんであります。管理者である市が機能回復を図るのが当然であろうかと思いますが、この点についてもう一度確認いた

します。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 先ほどの法定外公共物の3条の件なのですが、1の条項につきましては、市は、法定外公共物の適正な利用が確保されるように管理しなければならないということで、市は地域の住民が法定外公共物を支障なく利用できるような管理に努めるものとしております。

それで、2項の、法定外公共物の利用者は、当該法定外公共物を常に良好な状態に保つように努めなければならないということにつきましては、利用者は、法定外公共物は、これまで里道や水路として地域の住民の生活に極めて密着して利用され、その日常的な維持を地域で行ってきたという経緯から、今後もその形態をお願いして、法定外公共物に対する通常の維持に努めるものとするということで、通常の管理ということでございます。

それで、先ほどの機能回復、災害等あった場合につきましては、そのあたりは利用者の責任を求めたものではありません。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 当然、災害のときには市がやるのは当たり前であって、当然、維持管理していく上で、やはり老朽化と、それで何らかの形でやっぱり陥没、先ほどの例じゃありませんけれども、木が大きくなって、根が歩道なり車道を歩行困難にするというケースというのは生じるわけでありまして。それを住民に求めるというのは私は不自然であろうかと思えます。

草を刈ったり掃除をしたりとか、その程度であればいいんですけども、今までは通常こういったケースについては、県に言ってください、国の所有ですからということで逃げ道もあったかとは思いますが。しかし、財産として市が所有するわけでありまして、こういったケースにおいて、やはり改善をしていくというか、考え方を見直していくというか、先ほどから言っておりますけれども、財政措置もこれから先、考えていかなければいけないのではないかと、このように思うわけでありまして、この件につきましては要望ということで、私の質問を終わりたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 以上で24番、山下議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は29番、田中健次議員。

〔29番 田中 健次君 登壇〕

29番（田中 健次君） 本議会最後の一般質問になりますが、最後まで御清聴よろし

くお願いいたしたいと思います。それでは、通告に従って質問をいたします。

最初の質問は、コンパクトなまちづくりについてであります。

大型商業施設や、さらには公共施設の野放図な郊外開発に歯どめをかけ、中心市街地に都市商業機能を集積させるコンパクトシティーの考え方が、人口減少時代のまちづくり戦略として、最近にわかにクローズアップされてきています。郊外開発をそのまま放置すれば、人口減を背景に税収が伸び悩む一方、インフラ整備など行政投資が膨らみ、都市経営のコスト負担が増大となるためであります。

地方都市でも拡散型都市構造から集約的都市構造への転換を目指す動きが出ております。青森市では、1999年に作成した都市計画マスタープランでコンパクトシティーという言葉掲げ、郊外部での開発を原則として認めず、宅地開発でも事業者に対して調整区域での開発はできないと指導し、中心部の活性化に成果を上げ始めていると言われております。2001年に駅前に開発した再開発ビル「アウガ」は、来館者数が年々増加し、2004年度には594万人に上ったと聞きます。宮崎県都城市が線引き制度を廃止したときには、心配された郊外開発が起き、中心市街地活性化の足を引っ張ったと指摘されているのは好対照であります。

また、青森市で興味深いのは、都市経営の視点から市街地拡大によるインフラ投資についての概略的な試算をしていることであります。それによれば、1970年度から1999年度までの30年間に、市中心部から郊外に1万3,000人が流出したと仮定した上で、郊外での道路や小・中学校、上下水道の整備に348億5,000万円が投じられたと試算し、そうした市街地の拡大がなければ350億円は不必要な経費だったとしていることでもあります。

富山市も都市経営コストを試算しています。富山市の場合は、郊外開発に伴うインフラ支出に加え、中心部と郊外では、ごみ収集や訪問介護などに関し、移動費用に差が発生することを考慮して、今後20年間で1万8,900人が郊外人口として増加する場合、郊外居住に伴うインフラ整備やごみ収集などの行政コストの増加は約177億円と試算しています。

佐賀市は、固定資産税から中心市街地の重要性を解いています。佐賀市の中心市街地活性化基本計画の中で、中心市街地は面積では市全体の2%弱だが、固定資産税額では約20%弱を占めていると説明し、中心市街地の衰退は固定資産税の税収減を通じ、市財政の悪化を招くとしています。そこで、投資を既成市街地に誘導し、既存の都市施設を有効活用する一方、郊外のスプロール型開発を規制し、全体として高密度な都市空間を目標としています。そのため、一度郊外に脱出した公共施設を中心市街地に呼び戻すことを掲げ

ております。

また、山口・防府都市圏総合交通体系検討委員会による山口・防府都市圏総合交通計画（素案）は、2月末まで市の都市計画課などで閲覧されておりましたが、これからの都市の将来像の方向性として、高齢者移動手段の確保、公共交通利用の促進、道路混雑の緩和などさまざまな面から総合的に検討したところ、これまでのように郊外へ薄く広がる傾向よりも、中心に人が集まって密度の高いまちを形成するコンパクト型の構造が望ましいとしております。

防府市の第3次基本計画後期計画の策定作業はほぼ終わり、コンパクトという言葉こそあれ、コンパクトシティーの考え方を取り入れたものとは言えません。市長の平成18年度施政方針の中で、ルルサス防府との関連でコンパクトシティーという言葉が出てまいりますが、その部分についてだけというのは残念なことであります。今、各市で模索されているコンパクトシティーの考え方は、まだ確たる形にはなっていませんが、今後のまちづくりを考えると重要なキーワードとなるのではないのでしょうか。以下数点にわたって質問をいたします。

具体的な質問の第1は、市の基本的な考え方についてであります。

人口減少時代のまちづくり戦略として、これから重要なキーワードとなるコンパクトシティー、あるいはコンパクト化について、他市の実践例などを参考にさまざまな角度から検討していくべき課題だと思っておりますが、市のお考えはいかがでしょうか、お伺いいたします。

第2は、郊外開発の規制についてであります。

まちづくり3法の見直しが政府・与党で進められ、この2月に都市計画法、中心市街地活性化法の各改正案が閣議決定され、通常国会に提出されました。今回の見直しで、都市計画法については、コンパクトな都市づくりを求めて、ゾーニング規制の強化で、大規模集客施設の郊外立地を制限するのが最大のポイントと言われております。

これまで市街化区域内にある12の用途地域の中で、床面積に限らず何ら店舗の立地制限がないのは、立地を誘導すべき商業地域や近隣商業地域だけでなく、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域も含まれておりました。今回の改正案では商業系用途地域に限定しております。ただし、財界の圧力により、3大都市圏と政令市に限っては、準工業地域でも大規模集客施設の立地が可能な改正案となりました。

今後の法案審議の動向にも注意しなければなりません。既に福島県が大規模商業施設の立地を広域的に調整する条例を制定している事例、あるいは尼崎市が、2004年4月から尼崎市商業立地ガイドラインにより、工業系の土地に大型店の立地規制をしている事

例なども参考に、郊外開発の規制を積極的に検討すべきと思いますが、市のお考えをお伺いいたします。

2番目の質問は、歴史的遺産を活用したまちづくりについてであります。

防府市議会の観光振興対策特別委員会が昨年12月に設置され、この2月に協議が行われました。防府市は県内でも随一の恵まれた歴史文化遺産を数多く有する土地柄でありながら、この資源の活用が十分ではないとの意見は以前から市民の声としてありました。今後の観光振興対策特別委員会の実りある協議が進むことを期待しております。

私なりに感じておりますことを質問させていただきたいと思います。歴史的遺産を活用したまちづくりについては、2000年（平成12年）の6月議会で私も質問しておりますが、今日まで具体的に進んでいるように思えません。そのときの質問とかなり重複いたしますが、質問をさせていただきます。

ここで歴史的遺産というのは、文化財だけにとどまらず、歴史を経た街並みの中の町家、洋風建築などまで含んだもののことですが、最近は、市町村がこのような建物を残していくことが多くなされてきています。建物も、文化財として評価されているような建物だけでなく、地域の人々が親しみや懐かしさを感じる建物まで含まれております。このような歴史的な遺産を残す意義は、住民、地域にとっての精神的価値を大事にすること、生まれ育ち、あるいは長く住んだ町の風景は、人々の生きる意味を与える基盤と言ってもよいと思います。

この質問で、私は「保存」とは異なる「活用」という言葉を使っておりますが、重要なものは当然保存すべきですが、そのためには多額の経費がかかり、多くのものを保存することは無理があり、限界が出てきます。活用とは、その建物の重要な部分などを残しながら、新たな用途を見つけて使っていくことを言っております。もちろん活用するには文化財的に意味のある部分を残していくことが必要です。

このような歴史的遺産の再生・活用の例としては、県内では山口市の赤れんが、あるいは菜香亭、東京から移築した萩市の伊藤博文旧邸などがあります。歴史的遺産を活用することの現実的なメリットはまた幾つも上げられます。第1に、地域活性化、観光振興などの経済的プラス効果、第2に、歴史的遺産を保存するより安上がりで残すことができるという経済的負担の軽減、第3に、原材料をリサイクルして使うこととなり、エネルギー消費の縮減、地域環境に優しい方策であるということ、第4に、市民生活に与える豊かさ、楽しみ、趣などが考えられます。

防府市にも歴史的遺産と呼べるものが多く残っていると思います。このような建物、建造物などを活用してまちづくりを進めることは、防府市を一つの特色あるまちとしてアピ

ールすることにもなろうと思います。

そこで第1に、市の基本的考え方について伺いますが、歴史的遺産を活用したまちづくりについてどのようなお考えをお持ちなのか、御見解をお願いしたいと思います。

第2は、登録文化財制度について伺います。

1996年(平成8年)に文化財保護法が21年ぶりに改正され、新たに登録文化財制度ができました。この登録文化財制度は、建築後50年以上の文化財を活用しながら残す制度で、内部を改装したり、外観も4分の1までなら届け出なしで改造できるなど、文化財を緩やかに守っていく制度であります。歴史的遺産を活用したまちづくりには大いに役に立つ制度であると思われま。

県内の他の自治体では、既に多くの文化財登録をしており、県内では既に45件になります。しかし、防府市ではまだ1件も文化財登録しておりません。そこで、この制度の概要と防府市の登録文化財制度への取り組みについてお伺いいたします。

第3は、歴史的遺産の公有化について伺います。

取り組みの進んだ他市の例を見ると、このような歴史的遺産を活用したまちづくりには、個人や民間に任せては限界があります。防府市にとって必要な歴史的遺産については、積極的に公有化していくことがこれから必要と思いますが、この点についてのお考えをお伺いいたします。

大きな質問、3番目の質問に入りますが、自衛隊機の訓練コースについてであります。

自衛隊練習機の騒音については、低騒音型機の導入により、騒音の低減となったという肯定的な評価を多くの市民からいただいております。県や市の担当者をはじめとした関係者の御努力に改めて敬意を表するものであります。

ところが、この1年ぐらいの間に複数の市民から、自衛隊練習機についての苦情が私のところに届いております。その内容は、「今まで練習機は上空を飛んでこなかったのに、新型機になって上空を飛ぶようになって不安だ」、「市街地の上空を飛ぶが大丈夫か」、「以前より桑山の北側を飛ぶ、駅のすぐ近くまで来る」などです。つまり、飛行コースがこれまでよりも北側にまで広がり、防府駅をはじめ防府の中心市街地の上空を飛んでいることについての市民の不安です。私自身も、市役所からサティの道路上空を数機が同じコースで次々に飛行しているのを目撃しております。

そこで具体的な質問に入りますが、第1は、訓練コースの現状についてであります。

防府市として、自衛隊練習機の防府市内における訓練コースについてどう把握しているのか、防府の中心市街地の上空を飛行するのは、安全上、危機管理上、好ましくないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

第2は、海上コースへの変更についてであります。

これまで飛行コースについては、周りを山で囲まれている飛行場の地形上の問題、あるいは航空交通管制官や操縦教官が地上から飛行する学生操縦士の航空機を監視する必要があるということ、そのため、飛行コースの変更は難しいとの基地側の御回答でした。しかし、現在のように桑山の北側にまで飛行コースが拡大している現状では、これまでの説明では納得しがたいものを感じます。

現状の飛行コースの大きさであれば、これは飛行機の性能向上に関連しているのではないかと私は推測しておりますが、このような大きさのコースであれば、飛行場の北東側を飛ぶ現在のコースから、飛行場の南西側を飛ぶ海側の飛行コースに変更することが十分可能であり、飛行コースの変更は現実味を帯びているように思われます。

防府市は海側への飛行コースの変更を県と連携をとりながら要望していただきたいのですけれども、御見解をお伺いいたします。ぜひ前向きな御回答をよろしくお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 29番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、コンパクトなまちづくりについての御質問にお答えをいたします。

まず、本市における基本的な考え方についてでございますが、私は、かねがねコンパクトなまちづくりを理念として市政を運営してきたところでございまして、このたびの第三次防府市総合計画後期基本計画の推進方策においても、「コンパクトで安全・安心、快適で防府らしいまちづくりの推進」を掲げたいと考えております。この中でコンパクトとは、簡潔、緻密ということに加えて、小さいが中身は充実しているという質的な意味合いを有するものとしております。このように、計画に掲げる「コンパクトなまちづくり」とは、自立した日常生活が営める、まとまりのある地域を形成するための取り組みを指しているところでございます。

また、この中では、本市が持つ人的・物的な資源を最大限に活用していくことを基本とし、生活実感の向上や共同体意識の高揚、地域経済の活性化などを通じ、市民にとって誇りと愛着が感じられ、存在感のある、防府市らしいまちづくりを進めていくこととしてまいります。

したがって、本市の「コンパクトなまちづくり」については、あくまで全市的な視点に立って考えるべきものとしておりますが、本市では区域区分を定め、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の形成に努めてきたところでありまして、今後とも市街化区域と市街

化調整区域との有機的な関連を図りながら、区域区分に応じた都市施設の整備などが引き続き行われなければならないと考えています。

こうした中、本市の中心市街地においては、連続立体交差事業を皮切りに、土地区画整理事業及び市街地再開発事業により、面的整備を着実に実施してきており、今や完成の域に入ろうとしているところでございます。

議員から御教示いただいたコンパクトシティー、あるいはコンパクト化に関する他市の事例については、都市ごとの事情を背景とした個別の視点があるようでございますが、第三次防府市総合計画における中心市街地の位置づけを、商業機能に合わせた生活空間づくりとしたことと同様の方向性を有しており、地方都市を取り巻く潮流の一つとして検討していくべき課題であると認識しています。

次に、2点目の郊外開発の規制についてお答えいたします。

現在、今国会において、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法の一部を改正する法律案」が審議されています。この法律案の趣旨といたしましては、郊外への大型商業施設の進出等に伴う都市の拡散傾向に歯どめをかけ、衰退する中心市街地を再生させることにあります。

改正案の主なものとして、現行法では、大型商業施設の立地可能な用途地域は、住居、商業、工業系の12種類の用途地域のうち、第2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業地域の6用途地域が可能となっておりますが、改正案では、議員御指摘のとおり商業系等の特定の用途地域に限定するものとなっております。

また、市街化調整区域においては、大規模開発を認める例外規定を廃止し、立地規制のなかった非線引き白地地域も、商業地域などの用途地域の指定、または地区計画の導入をしない限り、大型店の立地を禁じようとするものでございます。

本市では、先ほど述べましたように、昭和46年に区域区分、いわゆる線引きを行って以来、この制度を有効に活用した秩序あるまちづくりを進めてまいりましたが、平成12年の都市計画法の一部改正により、市街化調整区域における開発許可の立地基準の見直しが行われ、市街化区域に隣接または近接し、おおむね50以上の建築物が連たんしているなどの一定区域内で、周辺環境と調和する予定建築物の開発行為が可能となり、幾分開発が進んでいる状況にあります。

さて、議員御指摘の大規模集客施設の郊外立地を規制すべきということにつきましては、私も個人的には同感でございますが、現行法では立地規制はできない状況にあり、大変憂慮しているところであります。

いずれにいたしましても、大規模集客施設は地域における人の流れや都市機能に対して

大きな影響を及ぼす施設でありますので、このたびの改正案を注視しているところであります。

今後も計画的なまちづくりを念頭に置き、適正な土地利用を図ってまいり所存でありますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、総務部長、教育次長よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） 最初に、基本的な考え方として、市の方も新しい基本計画の中にコンパクトという考え方が一部盛られているという趣旨がございました。そういう形で施政方針演説にもルルサス防府との関連でコンパクトシティという言葉が使われたり、そういった方向に防府市のまちづくりが向かっているということについては評価をしたいと思いますが、しかしながら、ただ全体的にそれが、もう少し防府市のまちづくり基本計画の背骨といいますか、そういうところについては弱いのではないかという感じを私は持っております。

ただ、私自身も正直申しまして、コンパクトシティであるとかコンパクトなまちづくりであるということについては、比較的最近になって、いろいろ雑誌などを見て感じているわけで、その辺、私自身の不勉強さも恥じなければならぬわけですが、そういった形でいろんなまちが、地方都市が模索をしているということを、ぜひ考えていただいて、検討していただきたいと思っております。

それで、壇上で言いました中、一つ、佐賀市の中心市街地活性化基本計画は、これ、佐賀市のホームページを見れば出ておりますけれども、なかなか興味深いことが書いてあります。これは、基本的な考え方というところで、中心市街地が衰退しても困らないんだというふうに思われているという現実があるということで、こんなことを言っております。

として、「中心市街地を優遇するのはなぜ？経済原則からすれば淘汰されても当然では」、「中心市街地関係者の既得権を多大な費用と時間を費やして守る必要はなぜか」、あるいは「仮に郊外型ショッピングセンター立地を抑制すれば、そのことは住民の生活水準の高度化に逆行するのでは」、これはよく議会の中でも言われるし、私自身もかつてはこういうことを感じないわけではありませんでした。しかし、そういうことがこれまでの商業振興策の限界だと、こういうふうに明確にこの佐賀市の中心市街地活性化基本計画は述べています。

そういう中で、中心市街地というものが市民にとって必要なのか、その必要性、市民にとっての必要性、行政にとっての必要性ということ述べております。市民にとっての必要性は、心理的要素、経済的要素、構造的要素という形で示しておりますし、行政にとっ

ての必要性の中で、1つのポイントは、先ほど壇上で言いました、中心市街地は重要な固定資産税の収入源であると、こういうことを明確に言って、中心市街地の衰退は、それがそっくりそのまま市の収入減につながっていくということを述べております。

そういう中で、中心市街地に来る人をいかに増やすか、あるいはそのために、住む人を増やすためにはどうしたらいいか、そういう形で、郊外に出ている公共施設をもう一度街なかに呼び戻すというようなことまで具体的に提案をしております。

私自身は大いに参考になったものでありますけれども、ただ、佐賀市のまちをよく見ておりませんので、行ったことはありますが、ぜひ私自身も今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

市としてこれからも検討していくということなので、私自身も一緒になって勉強していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、郊外開発の規制について、市長がそういう現状について憂慮しているということをおっしゃられて、ある意味では心強いものを感じました。ただ、現行法ではなかなか規制ができないということも、また事実であります。

それで、今郊外の大型店についていろんなことが言われております。1つは、そういうもののあり方を焼き畑商業という言い方で言っている識者の人もいます。これは焼き畑農業との関連で焼き畑商業と言っているわけですがけれども、新しいところへ進出して行って、そこを一定程度やって、それでそこがまたある程度いかなければ、そこは放棄して次のところへいくと、そういう形の商業開発が今日の大型チェーン店の中では大いにあるということをおっしゃっております。こういった焼き畑商業というような商業に対しては、やはり防府市は毅然として、毅然とするためにはどういうことができるのかはありますが、考えなければいけないと思います。

それから、ここで考えるキーワードのもう一つは、こういった大型店の規制緩和というのは、日米の通商交渉、そういう日米の摩擦の中で出てきているわけですがけれども、この10年間ぐらいは、むしろアメリカで規制が進んでいると、そういうことでは、アメリカの地域が非常に破壊をされているということで、アメリカで規制が進んでいるということが言われております。そういうことを我々はもっと考えなくてはいけないんじゃないかと思ひます。

もう一つ、考えなければいけない一つのキーワードとして、敵対的ということをおしは考えなければいけないと思ひます。最近、株の問題で、ある会社がある会社、別の会社について株を買収すると。それについて敵対的買収ということをおしは言われました。これは敵対的買収という言葉があるけれども、これは法律的にのっとりた買収であるわけです、市場

原理の中で。しかし、片方の会社はそれを敵対的という形で言って、それを全力を挙げて阻止しようという形でいろいろしている。

防府市の中でも、やはり防府市が中心市街地の活性化という形で市の活性化を市民の税金を使ってやっているわけですから、それに対して、郊外店を展開して、それに逆らうような、それに反対するようなやり方は、これは敵対的な商業政策というふうに言って、私は過言ではないというふうに思うんです。したがって、そういうようなことを、いろんな方策を市としては考えていかなければならないんじゃないかと思います。

これまでは、どちらかという、郊外でも開発が進めばそれでよいという考え方がかなり主流であったと思います。そういう形で随分郊外の実業が防府市でも進んできたわけですが、そういう考え方はもう時代おくれじゃないかということ、きょうこの場で申し上げておきたいと思います。

それで、確かに法律では難しいわけですが、もう全国では、先ほど壇上で言いました福島県議会が、去年の10月、店舗面積6,000平方メートル以上の大型店の郊外出店を規制する全国初のまちづくり条例を可決し、ことしの10月に施行されるということが起きております。

あるいは、兵庫県の尼崎市では、先ほど言ったような、そういったガイドラインというものをつくっておりますが、さらに兵庫県は、尼崎市、姫路市など県内14の市町と組み、大型商業施設の郊外出店を規制すると、そういう形で、県は市町と協議して、出店できる地域を駅前の商業地を中心に定め、各市町は都市計画で他の地域への出店を規制すると、こういうようなことを検討しているということが、これは日経新聞、去年の12月13日号ですが、出ております。

そういう形で、これは2007年度にも規制を実施するという考え方でありますけれども、そういったことが全国の地域では出ておりますので、ぜひ防府市もこういった郊外規制については取り組むよう要望して、時間もありますので、次の質問に移りたいと思います。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は歴史的遺産を活用したまちづくりについて、総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） それでは、2番目の御質問の歴史的遺産を活用したまちづくりについてでございますが、冒頭部分の市の基本的な考え方について総務部からお答え申し上げます。

歴史的遺産を活用したまちづくりについての御質問のうち、市の基本的な考え方についてお答えします。

本市には、数多くの貴重な歴史的遺産があり、それらを保存・活用したまちづくりを進めることは、歴史的景観の保全・形成はもとより、観光振興や地域振興の観点からも重要なことと認識しています。

この考え方をもとに、本市では、これまでさまざまな取り組みを進めてきました。その取り組みを推進する計画の一つである防府市歴史美遊感計画では、「文化と生活が共存するまちづくり」をキーワードとして、これを市民・文化財総参加のもとに推進していくと掲げています。この計画に基づき、周防国分寺金堂の修復をはじめ、身近なまちづくり支援街路事業、いわゆる歴みち事業により整備を進めている国分寺から毛利邸に至る街路の整備や都市サイン基本計画の策定など、さまざまな観点から施策を行う一方、周防国分寺金堂や毛利邸において防府音楽祭が開催され、クラシックコンサートや能が演じられるなど、歴史的遺産の保存・活用に努めています。

しかしながら、保存・活用に当たっては、建物などの所有者や居住者はもとより地域住民の理解と協力が必要であり、そのためには、市民と行政が一体となった取り組みや基本づくりを進め、市民意識の高揚を図ることが重要と考えています。

また、このたび市議会において、文化遺産など観光資源を生かした観光客誘致のための諸問題を研究することを目的として、観光振興対策調査特別委員会が設置されており、この委員会と連携させていただきながら、引き続き歴史的遺産を活用したまちづくりに取り組んでいきたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） それでは、続きまして、文化財登録制度の活用についてお答えをいたします。

平成8年10月に施行された文化財登録制度は、築後50年以上が経過した建造物で、歴史的景観に寄与しているもの、再現が容易でないもの、造形の模範となっているものが対象となっております。具体的には、住宅、事務所、橋、トンネル、煙突等が該当いたしますが、これらを有効に活用しながら保存する制度でございます。

この制度を利用しますと、保存・活用するための改修のための設計料が補助されるほか、土地・家屋にかかる税の優遇や改修に必要な資金の低利融資などの優遇措置を受けることができます。

山口県内では、平成17年9月時点で45件の登録がありますが、防府市からの登録はございません。防府市内でこの制度に該当すると思われる所有者の方には御案内をいたしておりますが、今現在、登録したいという申し出はございません。今後も折に触れ、改めてお知らせをしてみたいと存じます。

最後に、歴史的遺産の公有化についてお答えをいたします。

古くから周防の政治、経済、文化の中心として発展してきた本市には、多くの文化財や歴史的な景観、まち並みが至るところに残されております。御質問の歴史的遺産の公有化につきましては、それぞれの所有者の御意向や防府市としての位置づけも考慮しながら検討してまいりたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） 市の基本的な考え方ということでお伺いいたしました。2000年（平成12年）6月に同じような質問をしていて、そのときと比べて、確かに幾つかのところでは進んでいるという気もいたしますけれども、しかし、全体として見れば、まだまだという感じがいたします。ぜひさっきのような方針で前向きに、私たちも頑張ってまいりますけれども、進めていただきたいと思います。

それで、2番目の登録文化財、正しくは文化財登録制度でありますけれども、指定文化財というのと同じような形で、よく登録文化財という言葉を使いますので、そうやって私も使っておりますが、2000年6月に質問したときに、県内の登録文化財の数は35件でありました。それで、5年ちょっとたって、6年近くたって45件に今なっておるわけであります。

確かにそういった建物を所有の方に働きかけるというの必要なわけではありますが、よその自治体の例を見ると、割と行政が所有しているものが登録をされている例が多くあります。それで、防府市自身が一つも登録しないで、民間の市民の方に登録してくれというのもちょっと変な話じゃないかというふうに思います。

そういった意味で、今、塩田公園があります釜屋煙突、これは新年度の事業で修理をするということがありますが、あるいは枳築らんかん橋、それから市道中関南壱樋線というのがありますが、それにあります中ノ関橋、これについては、山口県の近代化遺産という、山口県文化財愛護協会がまとめている、厚い、こういったものがありますけれども、その終わりの方に防府市内の近代化遺産が示してありますが、その中に、道路という形で中ノ関橋、1932年にできたということですから、もう73年以上経過するような橋で、そこは今、余り車が通るようなところにはなっておりません。例えば、こういうものも市の登録文化財として申請したらどうかと、こんなふうに思います。

あるいは、ちょっとこういうものが当てはまるのかどうかわかりませんが、野島には旧軍隊の砲台の跡だとか、あるいは江戸末期につくられた防波堤があるとかいうようなこともちょっとお聞きをしますので、こういったものができるのか、できないのか、この辺について、ぜひ市としてのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 文化財登録制度について、まず市の方からということでございますけれども、先ほど言われました釜屋煙突でございますが、御存じのとおり、平成16年9月の台風で1本が倒壊をいたしました。実はその一月前ですか、文化財登録制度ということを使ってということで、申請をいたしておったところでございますが、そういう台風のために2本のうち1本がなくなったということで、その後、申請は取り下げたような格好に現在なっております。

そのほかにも、枳築らんかん、それから中関道路、野島の砲台等、今御指摘をいただきましたけれども、それにつきましても、あわせて文化財登録制度に乗りまして登録ができるかどうか、改めて検討してまいりたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） ぜひそういった形で少しずつ進めていただきたいと思えます。

それから、かつてこの議場で言ったことがあります、市役所のこの1号館、これは昭和29年、1954年に建てられたということですので、築後51年たっておりますので、この文化財登録という形になじむものであります。皆さん笑われますけれども、昭和20年代から30年代の代表的な建築様式をしているものだというふうに、建築に多少詳しい方は申されますし、後ろの方に少し高くなっている消防の物見やぐらですとか、あるいは今のアルミサッシの窓をもう少し重厚なものにして、庁舎全体の壁をもっときれいにしたら、なかなか私はいいものになるのではないかと、こんなふうに前から思っておりますが、これは余談としてお聞きいただければと思います。

それから、公有化について申し上げますが、もちろん今いろんなものについては、所有者の方、あるいは実際に人がそこに住んでおられるとかいうことで、非常に難しいものがたくさんあるわけですが、しかし、これから防府市がそういったものを活用したまちを考えていくとなれば、幾つかのものはやはり市の所有という形で、その中をいろんな方に、観光客や市民の方にも中を見ていただけるような形にしなければ、防府に来ても見回るのがあちらこちらにやはりないと、まちに市民が滞留しないということになるんじゃないかと思えます。

そういうことで、ちょっとこれは聞きおいていただければと思うんですが、近世でいけば右田に桂家、これは家というよりは庭の方がむしろ有名でありますけれども、正徳年間1700年代の初期に建てられております庭と家です。その庭の方は、「日本の庭園」という去年の夏に出た本では、全国の36名園という形で、山口県で唯一これが入っているというよりは、中国地方で岡山の後楽園と広島島の縮景園と右田の月の桂の庭という形で

3つだけ中国地方で入っていると。四国で入っているのは、あの有名な栗林公園だけだというような、そういう形で選ばれております。

あるいは、牟礼の木部の方に武家づくりの家で、ちょっと名前は言わない方がいいかもしれませんが、そういったお宅があります。あるいは、防府は昔からの山陽道沿いという形で、皆さん御存じの宮市本陣の兄部家、あるいは宮市だけではなくて、本陣は富海にも三田尻にもありましたけれども、三田尻本陣は五十君家という、そういった三田尻本陣の建物、あるいは富海には飛船というような形で船で行くものがあったわけですがけれども、船倉が富海には幾つも残っております。これは、1階は台所だとか物置、2階は客室、それで地下室が倉庫になっておって、その地下室に船が横づけをして、乗客や荷物を直接それに乗せることができるという形の当時の海運を一つ象徴するようなものとしてあるわけでありまして。

そんなものが近世ではあると思いますし、また、もっと新しくなって近代になれば、今、松崎公民館の斜め向いにあります旧宮市商参会の建物、これは大正14年にできたという形で、防府市内に残っております大正時代の建物、近代建築はあとこれぐらいしかないんじゃないかと私は思っております。

この宮市商参会は商業者の集まりですけれども、この宮市商参会と三田尻実業会が一緒になって、防府市ができたときですけれども、防府商工会になり、それが今日の防府商工会議所になっておるわけですから、そういった防府が商業のまちとして栄えた一つのあかしでもあらうと思いますので、こういったものについては、これはもちろん相手様との話があって難しいわけですが、ぜひこういったことをひとつお考えいただきたいと思っております。

そうしますと、昨日、重川議員も言われましたけれども、この山口県の近代化遺産という形で280ページから281ページ、1ページちょっとですけれども、39のものがここの中にありますけれども、私がこれを購入してから既に幾つかのものがなくなっております。あるいはなくなろうとしております。あと細かなことは申しませんが、そういう形でぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

時間がありませんので、次の質問をお願いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 次は、自衛隊機の、総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 最後の質問に回答させていただきます。自衛隊機の訓練コースについてお答えをします。

現在、航空自衛隊防府北基地においては、自衛隊機の操縦者を養成する目的で、練習機による初等の飛行訓練が行われております。騒音対策につきましては、御案内のとおり低

騒音機が配備されたことにより、平成17年度には、通常訓練に関する苦情が自衛隊に1件あったものの、市には1件も寄せられていないなど、騒音低減の効果があらわれてきたと認識しております。

御質問の飛行訓練コースにつきましては、主として基地の北側を周回する飛行コースで行われております。従前は桑山付近を通るコースを飛行しておりましたが、低騒音機T-7の導入に伴い、運用試験が終了しました平成16年1月から若干北側を飛行するコースへと変更されています。

これは、T-7が安全な着陸をするためには、従前のT-3機に比べて降下の角度を浅くする必要があり、遠い位置からの降下を始めることになるため、飛行コースを若干広げる必要が生じたことによるものとの説明をお受けしております。

基地におかれては、訓練に万全の安全対策をもって臨まれているところですが、市としても、訓練飛行コースは地域住民の安全の確保という観点から極めて重要なことと認識していることから、基地に対し一層の安全確保について要望しているところであります。

次に、飛行コースの海上等への変更につきましては、従前より機会あるごとに対応を要望しているところですが、飛行訓練が目視により監視できることが前提であることや、地形の特性などからコースが設定されており、変更は難しいとのことでございます。

市といたしましては、今後も引き続き安全確保について、県などと連携をとりながら関係機関に要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） 今、答弁で、従前は桑山の上のあたりであったのが、T-7という飛行機になると、降下の角度を浅くするということは、急激に着陸しにくいので遠くから着陸態勢に入ると、そのためにコースが大回りになっている、以前より北側のコースへと変わったというような形で説明があったというわけですが、そうすると、本当に桑山の北側という形になると、防府のど真ん中、サティのあたりだとか、あるいはそういうところを通るわけですね。

私の方に苦情がありましたのも、これまで飛行機が飛ばなかったのに急に家の上を通るようになったという形で、佐波の方、あるいは栄町の方、それから鑄物師町のあたりの方だったと思いますが、そういう形で言われるわけです。そうなってくると、本当に防府のまちのど真ん中を通るという形になりますので、この辺になってくると、逆に私が先ほど壇上で言いましたように、むしろ南側のコース、田島山の向こう側を通るような形でいけば、十分にそういう大きい広いコースということができるわけですので、この辺のことを、

ぜひ再度、市の方で求めていただきたいと思います。

それから、16年1月からそういう形になったということで、そういうことは、市の方は基地の方から何か連絡をいただいて承知をしておったわけでしょうか。それとも、今回の私の質問で初めて知ったということでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 事前の連絡は受けておりません。質問の通告を受けて確認をして、その上で確認をしたといったものであります。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） そうですか。やはりこれは防府市の方にきちっとこういう大事な問題は伝えていただかないといけないと思います。

しかし、こういう形になってくると、防府市の防府北基地ということが、もう初等練習機のコースにはふさわしくないと。これだけ市街地上空を通らざるを得ないと、あるいは田島山の向こうの方を通ることができないということであれば、これはもう少し適当なところに行って練習していただくということしかないと思いますけれども、この辺についてどうお考えですか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） ここは初等訓練の飛行場でありまして、それに合った、いわゆる冒頭回答申し上げましたように、初等訓練の飛行訓練が行われているということで、それには合った訓練をされているんじゃないかなと思います。

田島山の向こうになりますと、錦山の向こう、江泊山の向こうということになるのかなと思いますが、これまで海上のコースの変更については、いわゆる目視による、何度もお答え、自衛隊からの回答をお答えしておりますけれども、目視による監視ができることが前提であるというようなことをお伺いしておりますので、それが田島山の向こうで、目視による、あるいは錦山の向こうでできるのかということについては、私はよく確認はしておりません。それでもって、初等訓練の飛行場には適さないといったものにすぐ直結するものかどうか、私は確信と確証を得ておりません。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） 従来から大型機については、田島山の向こう、錦山の向こうを通過して、その場合は江泊山の手前ではありますけれども、そういう形の、大型機についてはそういう訓練コースがあるということが、ちょっと古い資料ですけども、示されております。それで今、角度を浅くするため遠くからということであれば、市街地の方にはみ出さないように、できるだけ細長い練習コースといたしますか、正方形に近い練習コース

ではなくて、市街地にはみ出さないように、できるだけ細長い長方形のような形の練習コースといたしますか、そういう形でぜひ最低でも対応していただくよう要望していただきたいと思います。この辺についてお考えを聞きたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） いわゆるT - 7に変えられたということで、安全上、危機管理上、そういうコースに、高度を早くから下げなくてはいけないということで、下げられたように聞いております。ということで、長くしたらどうかというふうな御要望等をお伺いしたということについては、早速、北基地等にお伝えを申し上げたいというふうに存じます。

議長（久保 玄爾君） 以上で29番、田中議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は、24日午前10時から開催いたします。この間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

午後 3時 5分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年3月9日

防府市議会議長 久 保 玄 爾

防府市議会議員 安 藤 二 郎

防府市議会議員 平 田 豊 民